

**参考資料Ⅲ；東日本大震災の復興市街地整備事業における
CM方式に関する資料**

震災復興事業の工事施工等に関する一体的業務における契約体系について
～「いわき市震災復興事業の工事施工等に関する一体的業務」における事例～

基本協定書【資料1】
(添付 リスク分担表【資料2】)

■総則（第1条）

本協定は、本協定に規定する全ての契約の根幹を成すものであり、発注者及び受注者は、本協定に定める適切な役割分担のもと、相互に連携し、いわき市震災復興事業の円滑かつ迅速な工事促進が図られるよう努めるものとする。

■協定書条文

- § 1 総則
- § 2 発注者の役割
- § 3 受注者の役割
- § 4 受注者の業務内容
- § 5 統括管理技術者の配置
- § 6 コストプラスマネジメントフィーに関する合意
- § 7 業務原価の算定に用いる基準等
- § 8 インセンティブ及びリスクに関する合意（インセンティブ基準価格等の設定に関する確認書の交換）
- § 9 早期業務の契約の締結
- § 10 次期業務の契約の締結
- § 11 次期業務の工事施工を行わない場合の合意事項
- § 12 オープンブックの採用に関する合意（オープンブックの実施に関する確認書の交換、専門業者の選定に関する確認書の交換）
- § 13 請負代金の支払い
- § 14 秘密の保持
- § 15 本協定の解除
- § 16 あっせん又は調停
- § 17 定めのない事項等

(地盤調査等及び地形測量等)

測量・土質調査業務請負契約書

(詳細設計)

設計等請負契約書

(工事施工・マネジメント業務)

工事請負契約書 【資料6・7】

■優先順位（第1条3項）

この契約を構成する書類及び図面は、工事の根幹を成す基本協定書のもと、次の各号に掲げるとおりとし、優先順位は列挙された順序に従うものとする。

- 一 現場説明書、追加説明書及び質問回答書
- 二 特記仕様書
- 三 共通仕様書及び土木・造園材料仕様書
- 四 基本設計図書（詳細設計完了後は詳細設計図書を優先する。）
- 五 詳細設計図書

特記仕様書 【資料8】

インセンティブ基準価格等の設定に関する確認書 【資料3】

オープンブックの実施に関する確認書 【資料4】

専門業者の選定に関する確認書 【資料5】

いわき市震災復興事業の工事施工等に関する一体的業務の基本協定書

独立行政法人都市再生機構（以下「発注者」という。）と安藤ハザマ・五洋・西武・玉野総合・基礎地盤いわき市震災復興事業共同企業体（以下「受注者」という。）は、いわき市震災復興事業の工事施工等に関する一体的業務（以下「業務」という。）に関して、次のとおり基本的事項を定める協定（以下「本協定」という。）を締結する。

（総則）

第1条 本協定は、本協定に規定する全ての契約の根幹を成すものであり、発注者及び受注者は、本協定に定める適切な役割分担のもと、相互に連携し、いわき市震災復興事業（以下「事業」という。）の円滑かつ迅速な工事促進が図られるよう努めるものとする。

（発注者の役割）

第2条 事業における発注者の役割は、次の各号に掲げるものとする。

- 一 複数の地区及び事業の推進に関する一体的マネジメント
- 二 事業認可、事業実施に必要な許認可の取得、事業推進のための関係機関協議等の実施及び総合調整に関すること
- 三 地権者及び地元組織との合意形成に関すること
- 四 補償を含む地権者の権利に関すること

（受注者の役割）

第3条 事業における受注者の役割は、次の各号に掲げるものとする。

- 一 目標工期の最短化の実現やコスト縮減等、施工の前段階に関する検討
- 二 関連公共施設を含む施工計画の検討
- 三 工事の施工に関連する、調査、設計等業務の管理
- 四 地方公共団体等との設計協議
- 五 施工開始後の他企業との調整
- 六 低地部盛土エリアにおける他事業を含む運土調整
- 七 定点モニタリング箇所の決定及び放射線量測定
- 八 具体的な施工計画の立案に関すること
- 九 工事の施工に関すること

2 前項第一号から第七号の業務をマネジメント業務という。

（受注者の業務内容）

第4条 受注者が実施する業務は、設計図書に示した整備内容が確定し、速やかに工事着手する

早期業務及び現時点では整備範囲や土地利用計画等が変更となる可能性があり、条件が整った段階で実施する次期業務に区分するものとする。

- 2 受注者は、早期業務においては、次の各号に掲げる業務を行う。
 - 一 マネジメント業務（前条第1項第2号を除く）
 - 二 マネジメント業務の遂行によって必要が生じた地盤調査、埋設物調査及び土壌汚染調査（以下「地盤調査等」という。）並びに地形測量等
 - 三 関連事業との運土調整に係る施工計画及び詳細設計
 - 四 基本設計の修正、盛土材の公道運搬を含む施工計画及び詳細設計
 - 五 許認可等に係る図書作成
 - 六 工事施工
- 3 受注者は、次期業務においては、次の各号に掲げる業務を行う。
 - 一 マネジメント業務
 - 二 マネジメント業務の遂行によって必要が生じた地盤調査等及び地形測量等
 - 三 基本設計の修正、盛土材の公道運搬を含む施工計画及び詳細設計
 - 四 許認可等に係る図書作成
 - 五 工事施工

（統括管理技術者の配置）

第5条 受注者は早期業務及び次期業務を行うにあたり、業務の全般を管理する専任の統括管理技術者を配置するものとする。

- 2 発注者は、統括管理技術者がその職務を執行するにあたり、著しく不相当と認められるときは、受注者に対して、その理由を示した書面により、必要な措置をとることを請求することができる。

（コストプラスマネジメントフィーに関する合意）

第6条 業務の実施に必要な費用は、業務の実施に要する原価（以下「業務原価」という。）とマネジメント業務に要するマネジメントフィーとし、その合計をコストプラスマネジメントフィーという。

- 2 業務原価は、次の各号に掲げるものの実際に要する費用とする。
 - 一 工事施工に要する費用及びマネジメントに必要な人件費等（以下「工事原価」という。）
 - 二 地盤調査等の工事施工に必要な調査の実施に要する費用（以下「調査原価」という。）
 - 三 地形測量等の実施に要する費用（以下「測量原価」という。）
 - 四 基本設計及び詳細設計に要する費用（以下「設計原価」という）
- 3 マネジメントフィーは、次の各号に掲げる企業の継続運営等に必要な費用とし、調査、測量

及び設計業務に関しては業務原価の27.22%とし、工事施工に関しては業務原価の9.26%とする。

- 一 取締役及び監査役に対する報酬
- 二 本店及び支店の従業員に対する給料、諸手当及び賞与
- 三 退職給与引当金繰入額並びに退職給与引当金の対象とならない役員及び従業員に対する退職金
- 四 本店及び支店の従業員に関する労災保険料、雇用保険料、健康保険料及び厚生年金保険料の法定の事業主負担額
- 五 建物、機械、装置等の修繕維持費、倉庫物品の管理費等
- 六 事務用消耗品費、固定資産に計上しない事務用備品費、新聞、参考図書等の購入費
- 七 通信費、交通費及び旅費
- 八 電力、水道、ガス、薪炭等の費用
- 九 技術研究、開発等の費用
- 十 広告、公告、宣伝に要する費用
- 十一 事務所、寮、社宅等の借地借家料
- 十二 建物、車両、機械装置、事務用備品等の減価償却額
- 十三 新技術又は新経営組織の採用、資源の開発、市場の開拓のため特別に支出した費用の償却額
- 十四 新製品又は新技術の研究のため特別に支出した費用の償却費
- 十五 不動産取得税、固定資産税等の租税及び道路占用料、その他の公課
- 十六 契約の保証に必要な費用
- 十七 火災保険その他の損害保険料
- 十八 電算等経費、社内打ち合わせ等の費用、学会及び協会活動等諸団体会費等の費用
- 十九 法人税、都道府県民税、市町村民税等
- 二十 支払利息及び割引料、支払い保証料その他営業外費用
- 二十一 株主配当金、役員賞与金、内部留保金
- 二十二 経理・監査に必要な費用
- 二十三 工事に関連する調査、測量、設計及び工事施工の一体的マネジメントに対する技術報酬

(業務原価の算定に用いる基準等)

第7条 業務原価に含まれる内容は、次の各号に掲げるものとする。

- 一 調査原価
地盤調査等にあつては、直接調査費、間接調査費、業務管理費及び一般管理費等とする。

一般管理費等については、地質調査積算要領（平成23年10月、独立行政法人都市再生機構）に基づき算出される金額の範囲内とし、これにより難しい場合は発注者及び受注者が協議のうえ定める。

二 測量原価

地形測量にあつては、直接測量費、間接測量費及び一般管理費等とする。

一般管理費等については、測量作業積算要領（平成23年8月、独立行政法人都市再生機構）に基づき算出される金額の範囲内とし、これにより難しい場合は発注者及び受注者が協議のうえ定める。

三 設計原価

基本設計及び詳細設計にあつては、直接人件費、諸経費及び技術経費とする。

諸経费率及び技術経费率については、都市整備事業に係る設計業務等委託料基準・同解説（平成16年7月1日、独立行政法人都市再生機構）に基づき算出される金額の範囲内とし、これにより難しい場合は発注者及び受注者が協議のうえ定める。

四 工事原価

工事原価は、工事の施工に必要な直接工事費、共通仮設費及びマネジメント業務を含む現場配置技術者の人件費等とする。

工事原価に含める現場配置技術者の人件費等は、以下のとおりとする。

- ・ 現場労働者に係る次の費用
 - i 募集及び解散に要する費用（赴任旅費及び解散手当を含む）
 - ii 直接工事費及び共通仮設費に含まれない作業用具及び作業用被服の費用
 - iii 賃金以外の食事、通勤等に要する費用
 - iv 労災保険法等による給付以外に災害時に事業主が負担する費用
- ・ 現場労働者の安全・衛生に要する費用及び研修訓練等に要する費用
- ・ 固定資産税、自動車税、軽自動車税等の租税公課（ただし、機械経費の機械器具損料に計上された租税公課は除く）
- ・ 自動車保険（機械器具等損料に計上された保険料は除く）、工事保険、組立保険、法定外の労災保険、火災保険、その他の損害保険の保険料
- ・ 現場従業員の給料、諸手当（危険手当、通勤手当、火薬手当等）及び賞与（ただし、本店及び支店で経理される派遣会社役員等の報酬及び運転者、世話役等で純工事費に含まれる現場従業員の給料等は除く）
- ・ 現場従業員に係る退職金及び退職金引当金繰入額
- ・ 現場従業員及び現場労働者に関する労災保険料、雇用保険料、健康保険料及び厚生年金保険料の法定の事業主負担額並びに建設業退職金共済制度に基づく事業主負担額
- ・ 事務用消耗品、新聞、参考図書等の購入費

- ・ 通信費、交通費及び旅費
- ・ 工事施工に伴って通常発生する物件等の毀損の補修費及び騒音、振動、濁水、交通騒音等による事業損失に係る補償費（ただし、臨時にして巨額なものは除く）
- ・ 工事施工を専門工業者等に外注する場合に必要となる経費
- ・ 工事実績等の登録に要する費用
- ・ 原価性のある広告諸経費
- ・ 原価性のある雑費

（インセンティブ及びリスクに関する合意）

第8条 発注者及び受注者は、コスト縮減等を算定するための基準となる価格（以下「インセンティブ基準価格」という。）を設定するものとする。

2 受注者が第4条第2項第5号及び同第3項第6号に規定する工事施工を実施するにあたり、次の各号に掲げる事項が発生した場合には、発注者は業務原価及びマネジメントフィーに対し、インセンティブフィーとしてコスト縮減額の50%相当額を支払うものとする。

一 早期業務において、設計VE等によりインセンティブ基準価格が安価となった場合

二 工事施工において、施工時VEによりインセンティブ基準価格が安価となった場合

三 工事施工において、施工時VEと同等と認められ、インセンティブ基準価格が安価となった場合

3 発注者及び受注者は、技術提案及び価格協議において確認したリスクについて、別紙リスク分担表のとおり合意する。

なお、当該リスク分担表に定めのない事項の取扱いについては、その都度、発注者及び受注者が協議のうえ定めるものとする。

4 発注者及び受注者は、工事原価の不用意な増額を防止するために、上限額の設定を行うものとする。上限額は、発注者と受注者の協議により決定される発注者から受注者に移転するリスクの額（以下「リスク管理費」という。）をインセンティブ基準価格に加えたものとする。

5 発注者及び受注者は、リスク管理費について相互に連携し、リスクが発現しないように努めるものとする。

6 インセンティブ基準価格、インセンティブフィー及びリスク管理費は、次の各号に掲げる3区分で設定するものとし、発注者と受注者は、別添様式によりいわき市震災復興事業の工事施工等に関する一体的業務の基本協定に基づく工事施工のインセンティブ基準価格等の設定に関する確認書（以下「確認書」という。）を交換するものとする。

一 早期業務

二 豊間地区に係る次期整備工事及び次期整備工事に関連する次期業務

三 薄磯地区に係る次期整備工事及び次期整備工事に関連する次期業務

- 7 早期業務及び次期業務の工事原価に係る当初のインセンティブ基準価格は、工事請負契約の締結に先立ち、価格交渉によって合意した額とする。
- 8 発注者及び受注者は次の各号に掲げる事由が生じた場合には、双方協議のうえ、インセンティブ基準価格と確認書を変更するものとする。
 - 一 受注者が実施する詳細設計によって工事原価が変更となった場合
 - 二 設計VE等によって工事原価が安価となった場合
 - 三 工事の施工に伴って、リスク管理費に見込んだ項目が発現し、工事原価に組み入れられた場合
 - 四 各契約図書の記載内容の変更によって工事原価が変更となった場合

(早期業務の契約の締結)

- 第9条 発注者及び受注者は、本協定締結後、早期整備工事について、工事原価にマネジメントフィーを加算した額をもって工事請負契約を締結する。
- 2 受注者は、前項の工事請負契約の締結後、速やかに第4条第2項第1号のマネジメント業務を開始する。
 - 3 本協定締結後、速やかに発注者は、受注者に対して、事業認可等の見通しを通知する。
 - 4 受注者は、第2項のマネジメント業務を開始したのちに、地盤調査等、地形測量等及び詳細設計の業務計画案を発注者に提出し、発注者の承諾を得たのちに、発注者と当該業務の請負契約を締結する。
 - 5 詳細設計完了後、第1項の工事請負契約に変更の必要が生じた場合、発注者及び受注者は協議のうえ、第8条第2項に規定するインセンティブフィーが生じたときはその額を、第8条第3項に規定するリスクが発現したときはそのリスク管理費を、それぞれ加算して、契約の変更を行うものとする。

(次期業務の契約の締結)

- 第10条 次期整備工事エリアを段階的に整備するものとし、発注者は、受注者に対して発注者が実施した基本設計等の成果物を順次提供する。
- 2 受注者は前項の基本設計等の提示に先立ち、地盤調査等及び地形測量等を実施する必要がある場合、業務計画案を発注者に提出し、発注者の承諾を得たのちに、当該業務の請負契約を締結する。
 - 3 次期業務については、第1項の基本設計等の提示又は前項の業務請負契約の締結のいずれか早い時点で、マネジメント業務を開始する。
 - 4 受注者は、第1項の成果物の内容を確認し、詳細設計の業務計画案を発注者に提出し、発注者の承諾を得たのちに、当該業務の請負契約を締結する。

5 発注者及び受注者は、次期業務の工事施工の実施が確実となった場合に、受注者が実施した詳細設計の成果に基づき、速やかに工事請負契約を締結するものとする。

なお、受注者は第11条第1項の規定によるものを除き、正当な理由なくこれを拒むことは出来ない。

(次期業務の工事施工を行わない場合の合意事項)

第11条 次期業務の工事施工が、本協定締結から2か年の間までに次の各号に掲げる事由に該当することとなった場合には、発注者と受注者間で協議のうえ、次期業務の一部又は全部を実施しないものとする。

一 発注者において、次期業務に係る一部又は全部の工事施工を行わないもしくは工事施工の見通しが立たないと判断された場合

二 工事原価に関して、発注者と受注者の協議が成立しなかった場合

三 受注者において、工事施工が不可能と判断される事由が生じた場合

2 前項の規定により、次期業務の工事施工の一部又は全部を実施しないこととなった場合は、発注者は受注者より、工事施工を行わないと判断された時点までに受注者が実施した業務の成果物の引渡しを受けるものとする。

3 前項の成果物の引渡しに当たって、精算が必要な場合には、発注者及び受注者が協議のうえ、請負契約の変更を行うものとする。

(オープンブックの採用に関する合意)

第12条 受注者が行う地盤調査等、地形測量等、基本設計、詳細設計及び工事施工の契約の相手方(以下「専門業者」という。)の選定に当たっては、特定の者に偏ることなく地元企業の活用を図るものとし、契約に先立ち発注者の承諾を得るものとする。

2 前項に規定する地元企業は、次の各号に該当する企業とする。地元企業の活用にあたっては、専門業者及び数次の下請負人を含めて、広範に検討を行い、最優先で活用を図るものとする。

なお、地元企業は以下のとおりとし、地元企業の活用が困難な場合は、その旨を明確にするものとする。

一 いわき市に本店、本社を有する企業

二 いわき市内に法の許可を受けた支店又は営業所を有し、その支店又は営業所の代表者に契約締結権限が委任されている企業

三 福島県内に本店、本社を有する企業

3 発注者及び受注者は、本協定の締結後速やかに、協議のうえ、前項に規定する内容を含めて専門業者の選定に関する事項を定めるものとし、別途、いわき市震災復興事業の工事施工等に関する一体的業務に係る専門業者の選定に関する確認書を交換する。

- 4 受注者の構成員が専門業者になることは認めない。
- 5 受注者は、対価の公正さを明らかにするため、発注者にすべての業務原価に係る算出根拠及び証拠書類を開示及び提出し、発注者は、その書類等を確認のうえ、適切なコスト管理を行う（以下「オープンブック」という。）ものとする。
- 6 発注者は、前項の規定により提出された業務原価に関する算出根拠及び証拠書類に疑義がある場合、受注者に対して詳細な資料の提出を求めることができる。
- 7 発注者及び受注者は、本協定の締結後速やかに、協議のうえ、第三者機関による監査等を含めてオープンブックの実施方法を定めるものとし、別途、いわき市震災復興事業の工事施工等に関する一体的業務に係るオープンブックの実施に関する確認書を交換する。
- 8 第5項に係る事項のうち受注者及び専門業者の人件費に係る事項（以下「人件費に係る事項」という。）については、事業の委託者であるいわき市への提出及び国等の検査に基づく開示を除き、その他の第三者に対しては非開示情報とする。発注者は、いわき市に対して人件費に係る事項を提出する場合は、国等の検査に基づくものの他はいわき市以外の第三者に対して非開示情報として取り扱うことを条件にするものとする。

（請負代金の支払い）

第13条 発注者は、受注者の請求により請負契約及び次項に基づき請負代金を支払うものとする。

- 2 前払金を除く請負代金については、業務の進捗に応じて受注者が専門業者に支払った額及びそれ以外の業務原価について発注者が確認を行い、当該確認額に第6条第3項に規定するマネジメントフィーの率を乗じて得た額を加算した額（以下「支払対象額」という。）から、発注者が受注者に既に支払った支払対象額に相当する前払金及び前払金を除く請負代金の既支払い額を差し引いた額を支払うものとし、その支払方法については、発注者と受注者が協議して定めるものとする。

（秘密の保持）

第14条 受注者は業務の処理上知り得た秘密を第三者に漏らしてはならない。

- 2 受注者は成果品を第三者に譲渡し、貸与し、又は利用せしめてはならない。ただし、あらかじめ書面による発注者の承諾を得たときはこの限りではない。

（本協定の解除）

第15条 本協定に定める事項について、発注者及び受注者に著しい不履行が認められる場合には、発注者受注者協議のうえ、本協定を解除できるものとする。

（あっせん又は調停）

第16条 この協定の各条項において、発注者と受注者とが協議して定めるものにつき、協議が整

わなかったときに発注者が定めたものに受注者が不服がある場合、その他この協定に関して発注者と受注者との間に紛争が生じた場合には、発注者及び受注者は、速やかに建設業法による福島県建設工事紛争審査会のあっせん又は調停によりその解決を図る。

(定めのない事項等)

第17条 本協定に定めのない事項又は疑義が生じた事項は、発注者受注者協議して定める。

本協定締結の証として本書2通を作成し、発注者受注者各自1通を保有する。

平成25年11月12日

発注者 宮城県仙台市宮城野区榴岡四丁目6番1号
独立行政法人都市再生機構

震災復興推進役 小山 潤二

受注者 宮城県仙台市青葉区片平一丁目2番32号
安藤ハザマ・五洋・西武・玉野総合・基礎地盤
いわき市震災復興事業共同企業体
代表者 株式会社 安藤・間 東北支店

常務執行役員支店長 岩尾 守

いわき市震災復興事業の工事施工等に関する一体的業務

※公募時点

リスク分担表

大項目	小項目(リスク内容)	リスクの発生要因	リスク分担		備考	代表的なリスク
			発注者	受注者		
技術特性	1 市町村等における土地区画整理事業の認可の遅延	事業関連手続き等の遅延による工事着手不可による遅延 工期の延長	○			各種協議遅延による工程遅延
	2 法規制解除、許認可取得等の遅延	関係法令の法規制解除の遅延、許認可等必要手続の未実施による工事着手の遅延 工期の延長	○	○	別紙、工事特記仕様書「設計・施工条件一覧(関係法令編)」による	各種協議遅延による工程遅延
	3 漁業組合等の地元組織との調整難航	事業関連の調整難航による工事着手の遅延	○			各種協議遅延による工程遅延
		山の形質変更に対する漁業組合への補償発生				
		工期の延長				
		工事関連の説明等の難航による工事着手の遅延 工期の延長	○	○		
	4 CMを含む実行予算、補助金措置の遅延	補助金措置の遅れによる業務着手遅延	○			各種協議遅延による工程遅延
		工期の延長 CM実行予算措置の遅れによる業務体制確立の遅延		○		
	5 CM体制の構築、調査等業務計画立案、業務の遅延	CM体制の構築遅延による				各種協議遅延による工程遅延
		・調査等業務計画立案の遅延		○		
		・専門業者への発注遅延				
		・業務着手遅延				
	6 市町村等との設計協議の遅延	各種計画変更に対するマネジメント人員の追加			協議	基本設計の変更 各種協議遅延による工程遅延
		工期の延長				
		設計内容見直し等の発生	○	○		
設計協議の着手遅延もしくは長期化による調査等業務の遅延 不測の協議・調整先の追加 工期延長		○	○			
7 調査・設計業務等の遅延	調査・設計等業務の着手遅延もしくは長期化による調査・設計等業務の遅延				基本設計の変更 各種協議遅延による工程遅延	
	専門業者成果品の品質不良による手戻り、工程遅延		○			
	専門業者のオープンブック導入遅延による工程遅延					
	各種計画変更に対する調査・設計管理人員の追加 工期の延長					
8 日常の工程管理、品質管理、安全管理	工程管理又は工程調整の不備による工期延長				各種協議遅延による工程遅延	
	品質管理の不備による品質の未確保		○			
	地盤の支持力不足、地盤沈下、排水の不良、地下排水等不良による盛土崩壊、構造物等の強度・寸法不足、構造物基礎地盤支持力不足による構造物への影響、植栽の活着低下、路床強度不足による路面沈下、管接合の不備による漏水、その他、基盤整備工事共通仕様書に定めのある品質、出来形等の不足等による影響					
	安全管理の不備による事故等の発生 土砂等運搬車両による一般交通との交通災害発生 工期の延長					
9 事業計画変更等に伴う施工内容、数量の変更	事業計画変更による基本設計の見直し				基本設計の変更	
	基本設計の見直しに伴う施工内容の変更及び工事施工方法の変更	○				
	基本設計の見直しによる設計数量の変更					
	工事施工方法及び設計数量の変更に伴う工期の変更(大幅な数量増による工期の延長)					
10 現地精査による施工内容、数量の変更	盛土箇所撤去・処分数量の変更	○			支障となる地中埋設物の発見 不法投棄物の発見 既存建物の発見 図面に無い埋設管の撤去・処分 既存構造物の残置	
	伐採材等処分先、処分数量の変更					
11 設計協議による条件変更	上下水道計画に関わる設計見直し、工事の追加	○			基本設計の変更 雨水排水先の変更 各種協議遅延による工程遅延	
	排水路、放流条件に関わる設計見直し、工事の追加					
	その他条件による設計項目の追加、工事の追加					
12 関連事業等の遅延による工事着手遅延	災害公営住宅建設事業建設工事及び防災集団移転促進事業に係る住宅建設工事との事業調整及び輻輳工事調整の遅延	○	○		国道、河川事業などの事業着手等遅延による工程遅延	
	工期の延長					
13 宅地地盤強度不足等の不具合の発生、瑕疵への対応	宅地地盤支持力不足による不具合の発生		○		地盤支持力不足滞水、排水不良による宅地品質低下	
	宅地表面排水の不良による不具合の発生					
14 高台移転地の用地買収等の遅延	計画区域への立ち入り調査等の着手不可による調査・設計等の遅延	○			地権者合意の遅延による工程遅延	
	工期の延長					
15 地元要望に基づく条件変更等の発生	地元要望に基づく作業条件(工事実施日、作業時間等)の変更	○	○		基本設計の変更 各種協議遅延による工程遅延	
	地元要望に基づく施工方法の変更					
	地元合意の長期化による調査・設計・工事着手の遅れ					
	地元要望等による過度の安全対策の追加	○				
	景観改変に対する住民合意形成遅延による工程遅延、計画の変更 各種団体等の反対による工程遅延	○				
1 土運搬工法等の大幅な見直しの発生	土運搬工法の最適工法再検討による工法変更	○	○			
	工期の延長					
2 品質の低下	盛土材の材質のばらつきによる盛土品質の低下	○	○		盛土材としての品質のばらつきの発生	
	盛土材の材質のばらつきによる盛土施工方法の変更					

リスク分担表

大項目	小項目(リスク内容)	リスクの発生要因	リスク分担		備考	代表的なリスク	
			発注者	受注者			
自然条件	1 地盤・地質条件の不測の事態の発生	提示土質調査結果と追加土質調査結果による地質(土砂、軟岩Ⅰ、軟岩Ⅱ)の相違や土量変化率等の相違による施工対象土質の変更	○		予見の可否	地盤改良工法の変更	
		不測の地盤状況による施工方法等の変更					
		不測の地盤状況による数量の変更					
		自然由来等の重金属類を含む岩石や土砂の出現による土壌汚染対策の検討					
		土壌汚染対策工等追加による数量の変更					
	工期の延長						
2 地下水、湧水の発生等に伴う対策工法の追加	不測の自然現象の発生に伴う対応の検討	○		予見の可否	地下水、湧水対策の実施		
	対策工事等追加による数量の変更						
	工期の延長						
3 気象・海象・地震・津波	不測の自然現象の発生に伴う対応の検討	○	○		気象・海象・地震・津波による工程遅延 異常降雪に伴う対策工の実施 ゲリラ豪雨に伴う土砂流出		
	不測の自然現象による損害(工事目的物、仮設備、資機材)						
	ゲリラ豪雨等の不測の急激な天候不良による土砂流出等の外部影響への復旧対策の実施						
	異常降雪・積雪に対する住民対策工事の発生						
	対策工事等追加による数量の変更						
工期の延長							
4 作業道路、ヤード等の不足	作業ヤード確保遅延による工事着手の遅延	○	○	協議	各種協議遅延による工程遅延		
	工期の延長						
5 希少種への対応	希少種生態系保全対策実施による着工または工程遅延	○			各種協議遅延による工程遅延		
	希少種生態系保全のための計画、設計、施工法の変更						
6 その他	山火事による作業不能	○	○		各種協議遅延による工程遅延		
	危険生物(熊・毒蛇・蜂など)の出没・発生による作業不能						
社会条件	1 労務、資材調達、重機確保等の遅延	労務等調達の遅延による工事着手の遅延				地元業者優先契約によるコスト増	
		社会情勢の変化等による資材確保の遅延、遠距離化					
		専門業者の選定・承認遅延による工事着手の遅延					
		工期の延長					
	2 物価変動による単価の増減	労務、資材等の物価の上昇に伴う単価の変更	○	○	オープンブック	地元業者優先契約によるコスト増 軽油値上がり 生コン値上がり 交通誘導員値上がり	
	3 地域住民に対する騒音・振動対策等、環境対策の実施	安全対策等の地元合意遅延による工事着手の遅延			○	協議	地元苦情による10tダンプトラックでの運搬作業の中断 他工事を含む交通量増量による安全対策の実施
		供用中道路の管理者協議、公安協議による安全対策等の検討					
		環境影響、工事用車両走行への住民からの苦情発生による工事停止、工程遅延					
		工事により家屋・家畜に発生した影響への対策(家屋調査等)					
		工期の延長					
	安全対策工等追加による数量の変更、安全対策等の検討	○			地元苦情による10tダンプトラックでの運搬作業の中断 他工事を含む交通量増量による安全対策の実施		
	4 周辺地域に対する泥水流出等、水質汚濁対策の実施	漁港等への泥水流出、水質汚濁対策の検討				○	地元苦情による工事中断 濁水処理設備の増設
		対策工の実施による数量の変更					
		水質汚濁による漁業への影響、漁業組合からの苦情への対策					
		工期の延期					
	5 地域特性等に伴う施工条件の変化	社会的な震災復興関連対応等による工事休止(復興イベント等)	○				各種協議遅延による工程遅延
		地中埋設物の発見等による工事対応					
想定外の埋設物の存在による損傷							
架空線等近接構造部による工事対応							
残存ガレキ・不法投棄物の発見及び存置既存建物等、設計条件との差異への対応							
工期の延長							
6 法律改正、基準改定等による設計変更	詳細設計の見直し検討	○				基本設計の変更 土質に係わる変更 各種協議遅延による工程遅延	
	施工方法の見直し検討						
	見直しによる施工内容等追加による数量の変更						
	工期の延長						
	消費税増税						

※発注者及び受注者の間で協議の上、具体的項目及び金額を決定した上で基本協定書に添付したもの

いわき市震災復興事業の工事施工等に関する一体的業務

リスク分担保

A:発生確率が高い
B:発生確率が中程度
C:発生確率が低い

大項目	小項目(リスク内容)	リスクの発生要因 (朱書きは追加した要因)	リスク分担保		備考	代表的なリスク	リスク費用(千円)		
			発注者	受注者			A	B	C
マネジメント	1 市町村等における土地区画整理事業の許可の遅延	事業関連手続き等の遅延による工事着手不可による遅延 工期の延長	○			各種協議遅延による工程遅延	0	協議	-
	2 法規制解除、許認可取得等の遅延	関係法令の法規制解除の遅延、許認可等必要手続の未実施による工事着手の遅延 工期の延長	○	○	別紙「工事特記仕様書 「設計・施工条件一覧(関係法令)」による	各種協議遅延による工程遅延	0	協議	-
	3 漁業組合等の地元組織との調整難航	事業関連の調整難航による工事着手の遅延 工期の延長 工事関連の説明等の難航による工事着手の遅延 工期の延長	○	○		各種協議遅延による工程遅延	xxxxxxxx	協議	-
	4 CMを含む実行予算、補助金措置の遅延	補助金措置の遅れによる業務着手遅延 工期の延長 CM実行予算措置の遅れによる業務体制確立の遅延	○			各種協議遅延による工程遅延	0	協議	-
	5 CM体制の構築、調査等業務計画立案、業務の遅延	CM体制の構築遅延による ・調査等業務計画立案の遅延 ・専門業者への発注遅延 ・業務着手遅延 各種計画変更に対するマネジメント人員の追加 工期の延長		○		各種協議遅延による工程遅延	0	-	-
	6 市町村等との設計協議の遅延	設計内容見直し等の発生 設計協議の着手遅延もしくは長期化による調査等業務の遅延 不測の協議・調整先の追加 工期延長	○	○	協議	基本設計の変更 各種協議遅延による工程遅延	xxxxxxxx	-	-
	7 調査・設計業務等の遅延	調査・設計等業務の着手遅延もしくは長期化による調査・設計等業務の遅延 専門業者成果品の品質不良による手戻り、工程遅延 専門業者のオープンブック導入遅延による工程遅延 各種計画変更に対する調査・設計管理人員の追加 工期の延長		○		基本設計の変更 各種協議遅延による工程遅延	0	-	-
	8 日常の工程管理、品質管理、安全管理	工程管理又は工程調整の不備による工期延長 品質管理の不備による品質の未確保 地盤の支持力不足、地盤沈下、排水の不良、地下排水等不良による盛土崩壊、構造物等の強度・寸法不足、構造物基礎地盤支持力不足による構造物への影響、橋載の活荷低下、路床強度不足による路面沈下、管接合の不備による漏水、その他、基礎整備工事共通仕様書に定める品質、出来形等の不足等による影響 安全管理の不備による事故等の発生 土砂等運搬車両による一般交通との交通災害発生 工期の延長		○		各種協議遅延による工程遅延	0	-	-
	9 事業計画変更等に伴う施工内容、数量の変更	事業計画変更による基本設計の見直し 基本設計の見直しに伴う施工内容の変更及び工事施工方法の変更 基本設計の見直しによる設計数量の変更 工事施工方法及び設計数量の変更に伴う工期の変更(大幅な数量増による工期の延長)	○			基本設計の変更	xxxxxxxx	協議	-
	10 現地精査による施工内容、数量の変更	盛土箇所の撤去・処分数量の変更 伐採材等処分先、処分数量の変更	○			支障となる地中埋設物の発見 不法投棄物の発見 既存建物の発見 図面にない埋設物の撤去・処分 既存構造物の残置	xxxxxxxx	協議	-
	11 設計協議による条件変更	上下水道計画に関する設計見直し、工事の追加 排水路、放流条件に関する設計見直し、工事の追加 その他条件による設計項目の追加、工事の追加	○			基本設計の変更 雨水排水先の変更 各種協議遅延による工程遅延	xxxxxxxx	協議	-
	12 関連事業等の遅延による工事着手遅延	災害公営住宅建設事業建設工事及び福島県発注の防潮堤工事、河川護岸工事に係る住宅建設工事との事業調整及び編組工事調整の遅延 工期の延長	○	○		国道、河川事業などの事業着手遅延による工程遅延	0	協議	-
	13 宅地地盤強度不足等の不具合の発生、瑕疵への対応	宅地地盤支持力不足による不具合の発生 宅地表面排水の不良による不具合の発生		○		地盤支持力不足、滞水、排水不良による宅地品質低下	0	協議	-
	14 事業計画区域の用地買収等の遅延	計画区域への立ち入り調査等の着手不可による調査・設計等の遅延 工期の延長	○			地権者合意の遅延による工程遅延	xxxxxxxx	-	-
	15 地元要望に基づく条件変更等の発生	地元要望に基づく作業条件(工事実施日、作業時間等)の変更 地元要望に基づく施工方法の変更 地元合意の長期化による調査・設計・工事着手の遅れ 地元要望等による過度の安全対策の追加 景観改変に対する住民合意形成遅延による工程遅延、計画の変更 各種団体等の反対による工程遅延	○	○		基本設計の変更 各種協議遅延による工程遅延	0	-	協議
	16 土砂搬出(地区外)に伴う調整等	搬出時期及び受け入れ条件の協議未了・協議遅延 搬出先の変更 工期の延長	○	○		受け入れ先と当方の工程のズレ 土砂の品質不良	0	協議	-
技術特性	1 土運搬工法等の大幅な見直しの発生	土運搬工法の最適工法再検討による工法変更 工期の延長	○				0	-	-
	2 品質の低下	盛土材の材質のばらつきによる盛土品質の低下 盛土材の材質のばらつきによる盛土工法の変更		○		盛土材としての品質のばらつきによる発生	0	-	-
自然条件	1 地盤・地質条件の不測の事態の発生	提示土質調査結果と追加土質調査結果による地質(土砂、軟岩Ⅰ、軟岩Ⅱ)の相違や土量変化率等の相違による施工対象土質の変更 不測の地盤状況による施工方法等の変更 不測の地盤状況による数量の変更 自然由来等の重金属類を含む岩石や土砂の出現による土壌汚染対策の検討 土壌汚染対策工等追加による数量の変更 工期の延長	○		予見の可否	地盤改良工法の変更	xxxxxxxx	協議	協議
	2 地下水、湧水の発生等に伴う対策工法の追加	不測の自然現象の発生に伴う対応の検討 対策工事等追加による数量の変更 工期の延長	○		予見の可否	地下水、湧水対策の実施	0	-	協議
	3 気象・海象・地震・津波	不測の自然現象の発生に伴う対応の検討 不測の自然現象による損害(工事的物、仮設備、資機材) ゲリラ豪雨等の不測の急激な天候不良による土砂流出等の外部影響への復旧対策の実施 異常降雪・積雪に対する住民対策工事の発生 対策工事等追加による数量の変更 工期の延長	○	○		気象・海象・地震・津波による工程遅延 異常降雪に伴う対策工の実施 ゲリラ豪雨に伴う土砂流出	0	-	協議
	4 作業道路、ヤード等の不足	作業ヤード確保遅延による工事着手の遅延 工期の延長	○	○	協議	各種協議遅延に伴う工程遅延	0	-	協議
	5 希少種への対応	希少種生態系保全対策実施による着工または工程遅延 希少種生態系保全のための計画、設計、施工法の変更	○			各種協議遅延に伴う工程遅延	0	-	協議
	6 放射線の影響	ガレキ・伐採木・表土等の放射線量が基準値を超える 盛土流用不可・処分先の受け入れ拒否等による変更 工期の延長	○			表土の空間放射線量が0.23μSv/hを超える場合は盛土流用不可。 ガレキの無筋コンクリートの放射線量が3,000Bq/kgを超える場合は盛土流用不可。	0	-	協議
	7 その他	山火事による作業不能 危険生物(熊・毒蛇・蜂など)の出没・発生による作業不能 埋蔵文化財が発見され、発掘調査のための工事が中断する	○	○		各種協議遅延に伴う工程遅延	0	-	協議
社会条件	1 労務、資材調達、重機確保等の遅延	労務等調達の遅延による工事着手の遅延 社会情勢の変化等による資材確保の遅延、遠距離化 専門業者の選定・承認遅延による工事着手の遅延 工期の延長		○		地元業者優先契約によるコスト増	0	-	-
	2 物価変動による単価の増減	労務、資材等の物価の上昇に伴う単価の変更	○	○	オープンブック	地元業者優先契約によるコスト増 軽油値上がり 生コン値上がり 交通誘導員値上がり	0	協議	-
	3 地元住民に対する騒音・振動対策等、環境対策の実施	安全対策等の地元合意遅延による工事着手の遅延 供用中道路の管理者協議、公安協議による安全対策等の検討 環境影響、工事用車両走行への住民からの苦情発生による工事停止、工程遅延 工事により家畜・家畜に発生した影響への対策(家畜調査等) 工期の延長		○	協議	地元苦情による10tダンプトラックでの運搬作業の中断 他工事を含む交通量増量による安全対策の実施	xxxxxxxx	-	協議
	4 周辺地域に対する泥水流出等、水質汚濁対策の実施	安全対策工等追加による数量の変更、安全対策等の検討	○	○		地元苦情による10tダンプトラックでの運搬作業の中断 他工事を含む交通量増量による安全対策の実施			
	5 地域特性等に伴う施工条件の変化	漁港等への泥水流出、水質汚濁対策の検討 対策工の実施による数量の変更 水質汚濁による漁業への影響、漁業組合からの苦情への対策 工期の延長		○		地元苦情による工事中断 漏水処理設備の増設	0	-	-
	6 法律改正、基準改定等による設計変更	社会的な震災復興関連対応等による工事休止(復興イベント等) 地中埋設物の発見等による工事対応 想定外の埋設物の存在による損傷 架空線等近接構造部による工事対応 残存ガレキ・不法投棄物の発見及び存置既存建物等、設計条件との差異への対応 工期の延長	○			各種協議遅延に伴う工程遅延	xxxxxxxx	協議	協議
		詳細設計の見直し検討 施工方法の見直し検討 見直しによる施工内容等追加による数量の変更 工期の延長 消費税増税	○			基本設計の変更 土質に係わる変更 各種協議遅延による工程遅延	0	協議	-
						計(リスク管理原価)	xxxxxxxx	-	-
						リスク管理費(マネジメントフィー考慮、税抜)	xxxxxxxx	-	-
						リスク管理費(税込)	xxxxxxxx	-	-

いわき市震災復興事業の工事施工等に関する一体的業務の基本協定に基づく工事施工のインセンティブ基準価格等の設定に関する確認書

独立行政法人都市再生機構（以下「発注者」という。）と〇〇〇いわき市震災復興事業共同企業体（以下「受注者」という。）は、発注者受注者間に平成25年 月 日に締結したいわき市震災復興事業の工事施工等に関する一体的業務の基本協定（以下「協定」という。）第8条第6項の規定に基づき、早期業務のインセンティブ基準価格等の設定に関して以下のとおり確認する。

（総則）

第1条 工事施工に関しては別添のとおりとする。

（インセンティブ基準価格等）

第2条 基本協定第8条第4項に規定する上限額は金 _____ 円、その内訳は次のとおりとする。

- 一 協定第8条第1項に規定するインセンティブ基準価格は金 _____ 円
 - 二 協定第8条第4項に規定するリスク管理費は金 _____ 円
 - 三 協定第6条第3項に規定するマネジメントフィーは金 _____ 円
- 2 基本協定第8条第2項に規定するインセンティブフィーは金 0 円とする。
- 3 工事請負代金の額は、インセンティブ基準価格にマネジメントフィー相当額及びインセンティブフィー相当額を加えた金 _____ 円とする。

（工事請負代金額の事業区分）

第3条 前条第3項に規定する工事請負代金額の事業毎の区分は、別表のとおりとする。

平成25年 月 日

発注者 宮城県仙台市宮城野区榴岡四丁目6番1号
独立行政法人都市再生機構

震災復興推進役 小山 潤 二

受注者

【別表】 工事請負代金額の事業区分

事業名		工事請負代金額の内訳
1	〇〇〇〇〇事業	<u>A</u> 〇〇〇, 〇〇〇, 〇〇〇円 <u>a</u> 〇〇, 〇〇〇, 〇〇〇円 <u>b</u> 〇〇, 〇〇〇, 〇〇〇円 <u>計</u> 〇〇〇, 〇〇〇, 〇〇〇円
2		
3		
4		
5		
6		

いわき市震災復興事業の工事施工等に関する一体的業務に係るオープンブックの実施
に関する確認書

独立行政法人都市再生機構（以下「発注者」という。）と〇〇（以下「受注者」という。）は、発注者及び受注者間で平成 25 年 月 日に締結したいわき市震災復興事業の工事施工等に関する一体的業務の基本協定（以下「協定」という。）第 12 条第 7 項の規定に基づき、次のとおり確認する。

第 1 章 コストに関する情報の開示

（情報開示）

第 1 条 受注者は、発注者に対して、契約及び支払いに関する透明性を確保するために、いわき市震災復興事業の工事施工等に関する一体的業務（以下「業務」という。）の業務原価に関するすべての情報を開示する（ただし、開示する情報については、第 15 条による場合を除く）。

（開示情報の内容）

第 2 条 前条の場合において、受注者が発注者に開示する情報の内容は別表 1 のとおりとする。

（業務原価の確認）

第 3 条 業務原価に算入する項目は次の各号のとおりとする。

- 一 地質調査積算要領（平成 23 年 10 月 独立行政法人都市再生機構）に含まれるもの
- 二 測量作業積算要領（平成 23 年 8 月 独立行政法人都市再生機構）に含まれるもの
- 三 都市整備事業に係る設計業務等委託料基準・同解説（平成 16 年 7 月 1 日 独立行政法人都市再生機構）に含まれるもの
- 四 土木・造園工事積算要領（平成 24 年度 独立行政法人都市再生機構）に含まれるもので、現場管理費に計上される受注者の現場配置技術者の人件費等及び一般管理費等を除いたもの
- 五 別表 2 に掲げる受注者の現場配置技術者の人件費等に係るもの
- 六 発注者が、汎用性のあるものと認めた積算要領等に含まれるもの

第 2 章 オープンブックの実施体制

（実施体制の整備）

第 4 条 発注者及び受注者は、いわき市震災復興事業の円滑な進捗に資するよう役割を明確にしたオープンブックに関する実施体制の整備を図る。

（発注者の実施体制と役割）

第 5 条 発注者は、オープンブックの実施にあたって、別表 3 に掲げるオープンブック実施チームを整備する。

2 前項のオープンブック実施チームは、次の各号に掲げる役割を担う。

- 一 社内における報告、決裁等についての規則の整備
- 二 受注者から発注者に提出される書面に関する様式等の整備

- 三 受注者から発注者に提出される業務原価に関する算出根拠や証拠書類のチェック
- 四 発注者及び受注者間で締結した工事請負契約書等に基づく進捗管理
- 五 いわき市からの委託事業費（予算）の管理
- 六 基本協定に基づく発注者リスクの低減及びリスク管理費の見直しに関する事項
- 七 業務原価の増額等が懸念される場合に、事業費の低減方策等に関する事項

（受注者の実施体制と役割）

第6条 受注者は、オープンブックの実施にあたって、別表4に掲げるオープンブック実施チームを整備する。

2 前項のオープンブック実施チームは、次の各号に掲げる役割を担う。

- 一 受注者から発注者に提出される書面に関する様式等の整備
- 二 証拠書類（見積書、契約書、出来高調書、納品書、支払伝票等）の分類、管理及び保管
- 三 契約・支払い進捗状況調書の作成及び進捗管理
- 四 リスク管理費を含む実行予算の管理、前払金等を含めた受け入れ額の管理
- 五 業務原価の増額等が懸念される場合に、事業費の低減方策等に関する提案

（進捗管理の方法）

第7条 第5条第2項第4号及び前条第2項第3条の進捗管理は、次の各号に定める方法によるものとする。

- 一 契約ベースの進捗管理は、発注者及び受注者で締結した工事請負契約等を指標として、業務原価に算入される受注者のマネジメント人件費等の発生状況及び受注者と専門業者が業務原価に算入される契約の締結状況を常に把握することによって行うものとする。
 - 二 支払いベースの進捗管理は、工事請負契約等の範囲内で受注者が作成した実施工程表を指標として、出来高を含めた支払い状況等を常に把握することによって行うものとする。
- 2 契約及び支払いベースの進捗状況は、地元企業関連分を明確にしたうえで、別途定める方法で一般の閲覧等に供するものとする。

（原価管理会議）

第8条 発注者及び受注者は、第5条第1項及び第6条第1項に規定するオープンブック実施チームによる原価管理会議を毎月1回開催する。

- 2 前項の原価管理会議においては、業務原価の管理に必要な次の各号に掲げる事項の確認等を行うものとする。
- 一 第5条第2項及び第6条第2項に規定する役割に基づく実施状況
 - 二 業務原価に関する予定された金額の範囲内での執行の見通し等
 - 三 事業費の低減方策等に関する取り組み方針
 - 四 業務上、疑義が生じた内容についての取扱い方針

第3章 オープンブックの実施プロセス

(専門業者等に対する支払い)

第9条 受注者が行う専門業者等への支払いにあたっては、各々専用の銀行口座を開設のうえ、以下の各号に定める事務を行うものとする。

(例 示)

一 専門業者への支払い

- イ 毎月末に出来高を確認
- ロ 翌月〇〇日締め切りで請求書を受け付け
- ハ 同月〇〇日（支払日が金融機関休業日の場合は、その前営業日）、全額現金にて支払い
- ニ 上記ハの後、振込元銀行にて支払手続完了の証明印押下

二 資機材納入業者等への支払い

- イ 毎月末に出来高を確認
- ロ 翌月〇〇日締め切りで請求書を受け付け
- ハ 同月〇〇日（支払日が金融機関休業日の場合は、その前営業日）、全額現金にて支払い
- ニ 上記ハの後、振込元銀行にて支払手続完了の証明印押下

三 現場経費等

- イ 毎月末に出来高を確認
- ロ 翌月〇〇日締め切りで請求書を受け付け
- ハ 同月〇〇日（支払日が金融機関休業日の場合は、その前営業日）、全額現金にて支払い
- ニ 上記ハの後、振込元銀行にて支払手続完了の証明印押下

四 人件費等の取り扱い

- イ 社員については、当月分を当月〇〇日（支払日が金融機関休業日の場合は、その前営業日）に銀行振込みにより支払い（残業手当については翌月精算）
- ロ 派遣社員、個別契約社員等については、各々の契約に従い支払い

五 前各号により発行される証拠書類を翌月末日までに帳簿に取りまとめ、第6条第1項に規定する発注者が設置するオープンブック実施チームにその写しを提出のうえ、原本は受注者の事務所に保管する。

(業務原価への算入確認)

第10条 発注者は、前条第5号の規定により証拠書類が提出された場合、速やかに第3条に規定する業務原価に算入できる項目に合致しているかどうか審査する。

2 発注者は、前項の審査の結果、第3条の規定の範囲内で業務原価への算入を認めないことができる。また、発注者は、必要な場合、受注者に対して是正を求めることができる。

(実施要領書等)

第11条 受注者は、オープンブックの実施手順等を示した(例：実施要領書等)(以下「要領書」という。)を作成し、発注者の承諾を受けるとともに、要領書に基づき適正にオープンブックに伴う会計処理を実施するものとする。

2 発注者は、オープンブックの実施に係る計画書を作成し、受注者に提示するとともに、計画書に基づき適正にオープンブックに係る手続きを実施するものとする。

3 やむを得ない事情により、第1項に掲げる要領書に修正を加える必要が生じた場合は、発注者及び受注者が協議のうえ、書面の改訂処理を行うことができるものとする。

(監査の実施)

第12条 受注者は、次の各号に掲げるところにより第三者による監査を実施する。

一 ○○による内部監査を○○毎に実施する。

二 オープンブックに伴う第三者監査の委託先は○○とし、四半期毎に監査を実施する。

三 監査内容は、会計監査、○○及び○○とする。

四 第三者監査の具体的な進め方については別に取り決めるものとする。

(監査結果の報告)

第13条 受注者は、前条の規定に基づいて実施した監査結果について、遅滞なく発注者に報告を行うものとする。

2 発注者は、前項の規定により監査結果の報告を受けたときは、問題があると判断された場合は、専門家の意見を聴取したうえで、受注者に対してオープンブック実施プロセス等の改善を求めることができる。

第4章 情報開示

(情報開示)

第14条 オープンブックの実施に伴う情報については、第三者すべてに開示するものと発注者、いわき市及び国にのみ開示し、第三者に対しては非開示とするものとに区分するものとし、その詳細は別表5のとおりとする。ただし、非開示とする情報の取扱いについては、第15条に定めるとおりとする。

2 第三者すべてに開示する情報の取扱いは、受注者が作成し発注者により予め承諾された第三者開示情報取扱い要領に従い、第10条第1項の審査を経た後に、速やかに公表するものとする。

(非開示情報の取扱い)

第15条 非開示とする情報の取扱いは、次の各号に掲げるとおりとする。

一 第三者に対して非開示とする情報のうち、国等の検査に基づき、発注者から事業委託者であるいわき市に対して提示する情報については、国等の検査に基づくものの他はいわき市以外の第三者に対して非開示情報として取り扱うことを条件にするものとする。

二 第三者全てに開示する情報について、受注者が発注者に開示しがたい項目が含まれている場合、証拠書類提出の際、受注者は当該証拠書類に非開示を明記のうえ発注者の了解を得て、その部分を非開示とすることができる。

第5章 その他

(協議事項)

第16条 この確認書に定めのない事項については、発注者と受注者が協議して定めるものとする。

(適用)

第17条 この確認は平成〇〇年〇〇月〇〇日から適用する。

この確認の証として本書二通を作成し、発注者受注者記名押印のうえ、各自一通を保有する。

平成〇〇年〇〇月〇〇日

発注者 宮城県仙台市宮城野区榴岡四丁目6番1号
独立行政法人都市再生機構

震災復興推進役 小 山 潤 二

受注者

【別表1】受注者が発注者に開示する情報の内容

区分		情報の内容
工事原価	専門業者 資機材納入業者 等	<p>【契約】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・見積書、契約書等における契約額及び内訳明細 ※契約額はUR積算基準等で算定した金額以下であるもの ※契約額が上記を超過する場合には、妥当な根拠があるもの <p>【支払】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・出来高調書、納品書、請求書 ※契約額の範囲内の支払いであるもの ・支払い確認
	受注者の配置技術者の人件費 ※現場管理費 該当分、マネジメント人件費共通	<p>【支払】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・月例給与、社会保険料、賞与、退職金引当金等を含めた人件費 ・非常駐の場合には、日時、時間、単価及び証憑を添付 ※支払い額はインセンティブ基準価格内訳書と対比が可能であり、計上数量及び単価が合致しているもの
	受注者が支出した配置技術者の人件費以外の経費 ※現場管理費 該当分、マネジメント人件費等共通	<p>【支払】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・請求書、納品書、支払伝票 (JVの場合) ・構成員間においては、賦課、配賦、仕向け、立替処理等 ※第4条の規定に合致しているもの ※上記により難しい場合には妥当な根拠があるもの ※インセンティブ基準価格内訳書と対比が可能であり、計上数量及び単価が合致しているもの
調査原価	専門業者 資機材納入業者 等	<p>【契約】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・見積書、契約書等における契約額及び内訳明細 ※契約額は、UR積算基準等で算定した金額以下であるもの ※契約額が上記を超過する場合には、妥当な根拠があるもの <p>【支払】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・出来高調書、納品書、請求書 ※契約額の範囲内の支払いであるもの ・支払い確認
測量原価		
設計原価		

【別表 2】 業務原価に算入する現場配置技術者の人件費等

基本協定に記載のある項目

- ・現場労働者に係る次の費用
 - i 募集及び解散に要する費用（赴任旅費及び解散手当を含む）
 - ii 直接工事費及び共通仮設費に含まれない作業用具及び作業用被服の費用
 - iii 賃金以外の食事、通勤等に要する費用
 - iv 労災保険法等による給付以外に災害時に事業主が負担する費用
- ・現場労働者の安全・衛生に要する費用及び研修訓練等に要する費用
- ・固定資産税、自動車税、軽自動車税等の租税公課（ただし、機械経費の機械器具損料に計上された租税公課は除く）
- ・自動車保険（機械器具等損料に計上された保険料は除く）、工事保険、組立保険、法定外の労災保険、火災保険、その他の損害保険の保険料
- ・現場従業員の給料、諸手当（危険手当、通勤手当、火薬手当等）及び賞与（ただし、本店及び支店で経理される派遣会社役員等の報酬及び運転者、世話役等で純工事費に含まれる現場従業員の給料等は除く）
- ・現場従業員に係る退職金及び退職金引当金繰入額
- ・現場従業員及び現場労働者に関する労災保険料、雇用保険料、健康保険料及び厚生年金保険料の法定の事業主負担額並びに建設業退職金共済制度に基づく事業主負担額
- ・事務用消耗品、新聞、参考図書等の購入費
- ・通信費、交通費及び旅費
- ・工事施工に伴って通常発生する物件等の毀損の補修費及び騒音、振動、濁水、交通騒音等による事業損失に係る補償費（ただし、臨時にして巨額なものは除く）
- ・工事施工を専門工業者等に外注する場合に必要となる経費
- ・工事实績等の登録に要する費用
- ・原価性のある広告諸経費
- ・原価性のある雑費

【別表3】発注者におけるオープンブック実施チームの組織

発注者におけるオープンブックに係る実施体制及び役割は、以下のとおりとする。

体 制	役 割

【別表4】受注者におけるオープンブック実施チームの組織

受注者におけるオープンブックに係る実施体制及び役割は、以下のとおりとする。

体 制	役 割

【別表5】 開示情報の区分

第三者すべてに対して開示するもの	第三者に対して非開示とするもの
<p>第14条に掲げる項目のうち、第三者に対して非開示とする以外のもの</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 専門業者への支払金額の構成単価 ・ 資機材納入業者等への支払金額の構成単価 ・ 配置技術者及び専門業者所属員の個人情報 ・ 受注者の構成員において社外秘とするもの ・ 第三者に対して開示することにより、受注者が不利益を被るもの

いわき市震災復興事業の工事施工等に関する一体的業務に係る専門業者の選定に関する確認書

独立行政法人都市再生機構（以下「発注者」という。）と〇〇（以下「受注者」という。）は、発注者及び受注者間で平成 25 年 月 日に締結したいわき市震災復興事業の工事施工等に関する一体的業務の基本協定（以下「協定」という。）第 12 条第 3 項の規定に基づき、次のとおり確認する。

（総則）

第 1 条 いわき市震災復興事業の工事施工等に関する一体的業務においては、地元企業の優先活用に加えて、施工能力、品質確保、コスト面等から優良な専門業者を選定することが不可欠である。そのため、受注者が選定する専門業者を発注者が承諾する際の実施方法を明確にし、発注者及び受注者間で専門業者選定の手続等についての確認を行うものである。

（専門業者の選定について）

第 2 条 受注者は、専門業者選定時における業務の公正性の確保について「内部統制整備に関する基本方針」を別に定めることとする。

2 発注者及び受注者は、別添「専門業者の選定等に関する合意」を取り交わすものとする。

（専門業者選定実施要領書）

第 3 条 発注者は、専門業者選定手順等を示した「専門業者選定実施要領書」（以下「要領書」という。）を作成し、発注者の承諾を受けるとともに、要領書に基づき、適正に専門業者の選定等を実施するものとする。

（改定処理）

第 4 条 やむを得ない事情により、別添 2 の専門業者の選定に関する合意に修正を加える必要が生じた場合は、発注者及び受注者が協議のうえ、書面の改定処理を行うことができるものとする。

（協議事項）

第 5 条 この確認書に定めのない事項については、必要に応じて発注者と受注者が協議のうえ定めるものとする。

（適用）

第 6 条 この確認は平成 〇〇年〇〇月〇〇日から適用する。

この確認の証として本書2通を作成し、発注者受注者記名押印のうえ、各自1通を保有する。

平成〇〇年〇〇月〇〇日

発注者 宮城県仙台市宮城野区榴岡四丁目6番1号
独立行政法人都市再生機構

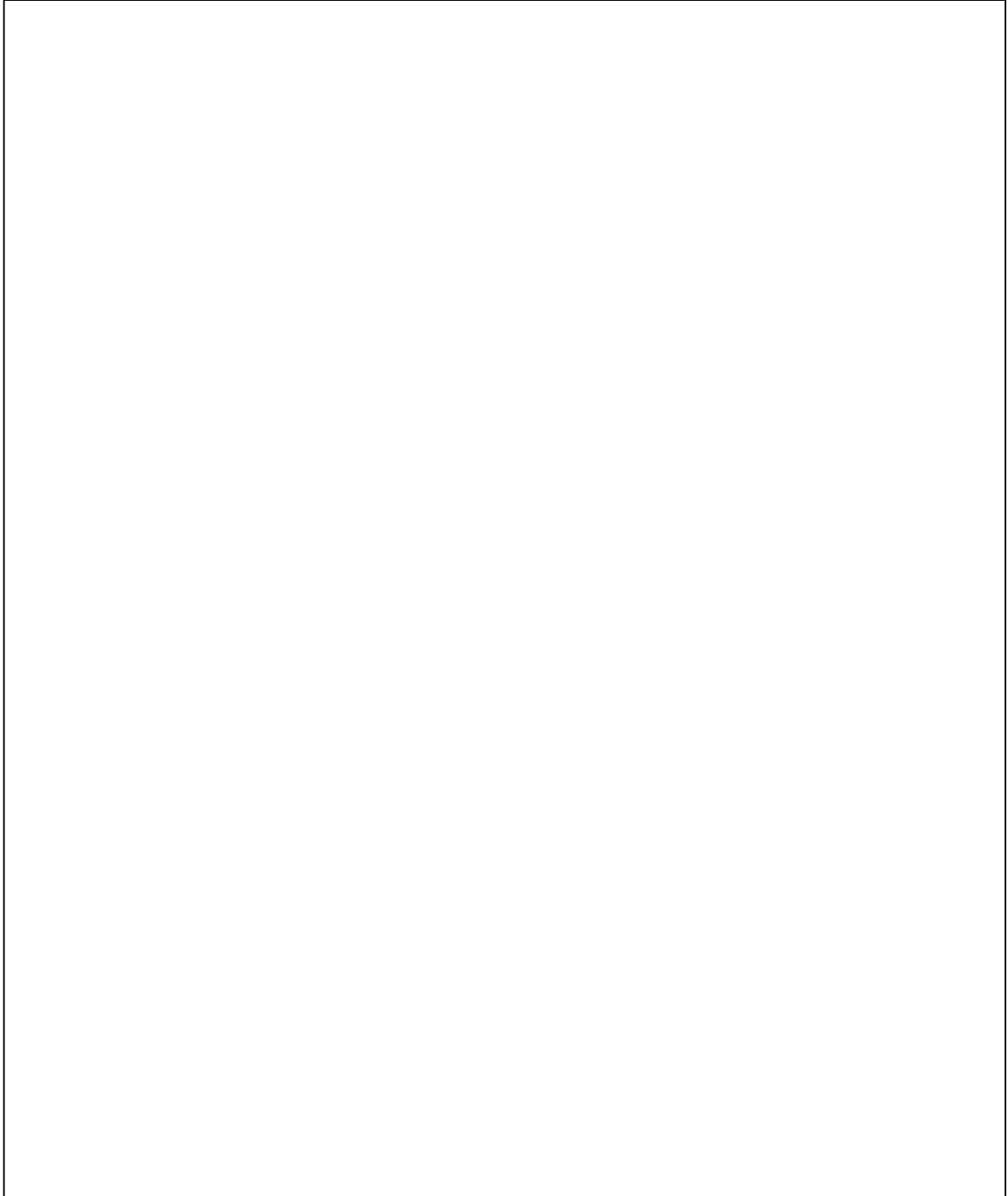
震災復興推進役 小 山 潤 二

受注者

別添 1

制定 平成 26 年 月 日

内部統制整備に関する基本方針



制定 平成26年 月 日

専門業者選定等に関する合意

(基本的事項)

- 1 受注者が実施する専門業者の選定（以下「専門業者選定」という。）にあたっては、事業期間の最短化及び事業コスト圧縮の観点から、工事内容、業務内容、発注ロット等について総合的に検討したうえで、地元経済の復興に寄与する地元企業又は専門性の高い企業を適正に選定するものとする。なお、専門性の高い企業の選定に際しては、地元企業にも十分配慮して選定することとする。

\	主に地元企業の選定を行う業務	地元企業の選定が困難な業務
調査・測量・設計		
工事		

(地元企業の活用)

- 2 上記1の地元企業の選定にあたっては、以下に掲げる優先順位とし、特定の企業に偏頗することなく活用を図るものとする。また、永続的な企業活動の観点から「いわき市震災復興事業の工事施工等に関する一体的業務」期間内に渡っての活用に配慮するものとし、優先順位に応じた取り組みを推進する。

優先順位		活用のための取り組み
1		
2		

(専門業者選定の評価項目及び評価内容)

3 専門業者選定にあたっては、地元企業及び専門性の高い企業の各々に関して、以下に掲げる評価項目及び評価内容に基づいて実施するものとする。

(1) 地元企業

評価項目	評価内容
A：発注工種、発注ロットの妥当性	① 広範な参画機会の提供と公平性 ② 分割（工区別・工種別）の的確さ
B：地元企業性の判定	① 商業登記簿謄本等の公的書類により、本店・本社所在地を確認し、地元企業性を判定 ② 地元企業優先度の確認 ＜順位1＞〇〇市(町)に本店・本社を有する企業 ＜順位2＞〇〇県に本店・本社を有する企業
C：業務遂行能力	① 予定業務の規模に応じた実績 ② 予定業務を実施するための専門性 ③ 労務、機械等の調達能力
D：地元精通度	① 当該市町村における業務実績 ② 当該市町村に関する情報精通度
E：価格	① 見積価格及び単価を含む内訳の適正さ ② 使用する積算基準の適正さ

(2) 専門性の高い企業

評価項目	評価内容
A：発注工種、発注ロットの妥当性	① 予定業務に関する専門性 ② 予定業務への対応能力
B：地元企業活用度	① 二次以下の下請業者の地元企業活用度 ② 地元企業の育成能力
C：業務遂行能力	① 業務実施体制 ② 大型重機等の調達能力 ③ 施工計画能力
D：地元精通度	① 本業務に関する情報精通度 ② 地元企業調達能力
E：価格	① 見積価格及び単価を含む内訳の適正さ ② 使用する積算基準の適正さ

(専門業者の選定方式)

- 4 専門業者選定の方式は、地元企業の場合と専門性の高い企業の場合とに分け、原則として以下に掲げるとおりとする。具体的なフローについては別紙のとおりとする。

区分	選定方式
地元企業	3の(1)のA～Eを満足する可能性のある複数の候補企業を選定（原則3社以上）のうえ、調査・ヒアリング・見積書確認により総合的に優れた企業を選定。
専門性の高い企業	3の(2)のA～Eを満足する可能性のある複数の候補企業を選定（原則3社以上）のうえ、調査・ヒアリング・見積書確認により総合的に優れた企業を選定。

(発注者による確認)

- 5 受注者は、以下に掲げる事項に該当する専門業者を選定するものとし、発注者は、専門業者選定の結果を承諾しようとする場合、その確認を行うものとする。

なお、①から⑤までは法令順守等に関するもの、⑥は受注機会の提供に関するもの、⑦及び⑧は成果物の品質確保に関するもの、⑨及び⑩は適正なコスト等に関するものである。

- ① 業務区分に応じて、営みに必要な登録等の諸手続きを実施しており、かつ施工能力を有する企業であること。
- ② 工事規模に応じて、建設業法許可を得ているなど、法令上問題のない企業であること。
- ③ 発注者及びいわき市等から指名停止を受けている期間でないこと又は取引停止となっていないこと。
- ④ 契約図書に規定した内容が順守できる企業であること。
- ⑤ 暴力団又は暴力団員が実質的に経営を支配する企業又はこれに準ずる企業でないこと。
- ⑥ 専門性がある場合又は明確な理由がある場合を除き、受注者と資本関係等のつながりが無い企業であること。
- ⑦ 担当する業務規模に応じて、過去の実績があるなど、施工能力を有した企業であること。
- ⑧ 良好な工事施工がなされる企業であること。
- ⑨ 協定第8条第1項に定めるインセンティブ基準価格の内訳書を基準（総価は上限）とした適正な価格での契約ができる企業であること。
- ⑩ 複数の企業から見積りを徴収するなど、実勢価格を反映した契約ができること。

(選定結果等の通知)

- 6 受注者は、専門業者選定等に関する合意に基づいて選定された業者（以下「決定業者」という。）に対して、必要に応じて契約条件の確認及び価格等の再交渉を実施のうえ、決定業者名、価格及びその内訳、選定理由等を発注者に通知し、その承諾を得るものとする。

以 上



標準工事請負工事契約書

工事請負契約書

- 1 工 事 名
- 2 工 事 場 所
- 3 工 期 年 月 日 から
 年 月 日 まで
- 4 請負代金額 金
(うち取引に係る消費税及び地方消費税の額)
- 5 契約保証金
- 6 支 払 条 件 前金払40%以内、部分払 回及び完成払

上記の工事について、発注者と受注者は、各々の対等な立場における合意に基づいて、別添の条項によって公正な請負契約を締結し、信義に従って誠実にこれを履行するものとする。

また、受注者が共同企業体を結成している場合には、受注者は、別紙の〇〇共同企業体協定書により契約書記載の工事を共同連帯して請け負う。

本契約の証として本書2通を作成し、発注者及び受注者が記名押印の上、各自1通を保有する。

年 月 日

発注者 住所
 氏名 印

受注者 住所
 氏名 印

[注] 受注者が共同企業体を結成している場合においては、受注者の住所及び氏名の欄には、共同企業体の名称並びに共同企業体の代表者及びその他の構成員の住所及び氏名を記入する。

一体的業務における工事請負工事契約書

工事請負契約書

- 1 工 事 名
- 2 工 事 場 所
- 3 工 期 年 月 日 から
 年 月 日 まで
- 4 請負代金額 金
(うち取引に係る消費税及び地方消費税の額)
- 5 契約保証金
- 6 支 払 条 件 前金払50%以内、部分払●回（四半期に1回程度）及び完成払

●●●●震災復興事業（以下「事業」という。）の円滑な事業促進を図ることを目的として行う一体的業務（以下「業務」という。）の一部として実施する上記の工事について、発注者と受注者は、各々の対等な立場における合意に基づいて、別添の条項によって公正な請負契約を締結し、信義に従って誠実にこれを履行するものとする。

また、受注者が共同企業体を結成している場合には、受注者は、別紙の〇〇共同企業体協定書により契約書記載の工事を共同連帯して請け負う。

本契約の証として本書2通を作成し、発注者及び受注者が記名押印の上、各自1通を保有する。

年 月 日

発注者 住所
 氏名 印

受注者 住所
 氏名 印

[注] 受注者が共同企業体を結成している場合においては、受注者の住所及び氏名の欄には、共同企業体の名称並びに共同企業体の代表者及びその他の構成員の住所及び氏名を記入する。

(総則)

第1条 発注者及び受注者は、この契約書(頭書を含む。以下同じ。)に基づき、設計図書(別冊の図面、仕様書、現場説明書及び現場説明に対する質問回答書をいう。以下同じ。)に従い、日本国の法令を遵守し、この契約(この契約書及び設計図書を内容とする工事の請負契約をいう。以下同じ。)を履行しなければならない。

- 2 受注者は、契約書記載の工事を契約書記載の工期内に完成し、工事目的物を発注者に引き渡すものとし、発注者は、その請負代金を支払うものとする。
- 3 仮設、施工方法その他工事目的物を完成するための必要な一切の手段(以下「施工方法等」という。)については、この契約書及び設計図書に特別の定めがある場合を除き、受注者がその責任において定める。
- 4 受注者は、この契約の履行に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。

(総則)

第1条 発注者及び受注者は、この契約書に基づき、**第3項第各号に定める書類及び図面**に従い、日本国の法令を遵守し、この契約(第3項に定める書類及び図面を内容とする工事の請負契約をいう。以下同じ。)を履行しなければならない。

2 この契約における用語の定義は、本契約書で特別に定める場合を除き、次の各号のとおりとする。

一 「基本協定書」とは、この契約を締結するのに先立ち、発注者と受注者との間で締結した「●●●●震災復興事業の工事施工等に関する一体的業務の基本協定書」をいう。

二 「特記仕様書等」とは、次項第1号から第3号までに掲げる現場説明書、追加説明書及び質疑回答書、特記仕様書並びに共通仕様書をいう。

三 「基本設計図書」とは、この契約締結前に、発注者が提示した基本設計図面及びそれに付随する書類をいう。

四 「詳細設計図書」とは、受注者が発注者から別途請負い、実施する本工事の詳細設計の成果物をいう。

五 「設計図書」とは、特記仕様書等及び基本設計図書若しくは詳細設計図書をいう。

六 「工事」とは、特記仕様書に定める施工に関する業務(仮設、施工方法その他工事目的物を完成させるために必要な一切の手段を含む。)をいう。

七 「統括管理技術者」とは、●●●●震災復興事業の工事施工等に関する一体的業務に従事する統括管理技術者をいう。

八 「専門業者」とは、受注者が契約する建設業法(昭和24年法律第100号)第2条第5項に規定する下請負人をいう。

3 この契約を構成する書類及び図面は、工事の根幹を成す基本協定書のもと、次の各号に掲げるとおりとし、優先順位は列挙された順序に従うものとする。

一 現場説明書、追加説明書及び質問回答書

二 特記仕様書

三 共通仕様書、土木・造園材料仕様書

四 基本設計図書(詳細設計完了後は詳細設計図書を優先する)

五 詳細設計図書

- 4 受注者は、契約書記載の工事を契約書記載の工期内に完成し、工事目的物を発注者に引き渡すものとし、発注者は、その請負代金を支払うものとする。
- 5 仮設、施工方法その他工事目的物を完成するための必要な一切の手段(以下「施工方法等」という。)については、この契約書及び設計図書に特別の定めがある場合を除き、受注者がその責任において定める。
- 6 受注者は、この契約の履行に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。**この契約が終了した場合も同様とする。**

- 5 この契約書に定める請求、通知、報告、申出、承諾及び解除は、書面により行わなければならない。
- 6 この契約の履行に関して発注者と受注者との間で用いる言語は、日本語とする。
- 7 この契約書に定める金銭の支払いに用いる通貨は、日本円とする。
- 8 この契約の履行に関して発注者と受注者との間で用いる計量単位は、設計図書に特別の定めがある場合を除き、計量法（平成4年法律第51号）に定めるものとする。
- 9 この契約書及び設計図書における期間の定めについては、民法（明治29年法律第89号）及び商法（明治32年法律第48号）の定めるところによるものとする。
- 10 この契約は、日本国の法令に準拠するものとする。
- 11 この契約に係る訴訟については、日本国の裁判所をもって合意による専属的管轄裁判所とする。
- 12 受注者が共同企業体を結成している場合においては、発注者は、この契約に基づくすべての行為を共同企業体の代表者に対して行うものとし、発注者が当該代表者に対して行ったこの契約に基づくすべての行為は、当該企業体のすべての構成員に対して行ったものとみなし、また、受注者は、発注者に対して行うこの契約に基づくすべての行為について当該代表者を通じて行わなければならない。

（関連工事の調整）

第2条 発注者は、受注者の施工する工事及び発注者の発注に係る第三者の施工する他の工事が施工上密接に関連する場合において、必要があるときは、その施工につき、調整を行うものとする。この場合においては、受注者は、発注者の調整に従い、当該第三者の行う工事の円滑な施工に協力しなければならない。

（請負代金内訳書及び工程表）

第3条 受注者は、この契約締結後〇日以内に設計図書に基づいて、請負代金内訳書（以下「内訳書」という。）及び工程表を作成し、発注者に提出しなければならない。

2 工程表は、発注者及び受注者を拘束するものではない。

（契約の保証）

第4条 受注者は、この契約の締結と同時に、次の各号のいずれかに掲げる保証を付さなければならない。ただし、第5号の場合においては、履行保証保険契約の締結後、直ちにその保険証券を発注者に寄託しなければならない。

- 一 契約保証金の納付

7 受注者は、この契約書に定められた発注者と受注者間の協議が整わないことをもって工事の遂行を拒んではならない。

- 8 この契約書に定める請求、通知、報告、申出、承諾、質問、回答及び解除は、書面により行わなければならない。
- 9 この契約の履行に関して発注者と受注者との間で用いる言語は、日本語とする。
- 10 この契約書に定める金銭の支払いに用いる通貨は、日本円とする。
- 11 この契約の履行に関して発注者と受注者との間で用いる計量単位は、設計図書に特別の定めがある場合を除き、計量法（平成4年法律第51号）に定めるものとする。
- 12 この契約書及び設計図書における期間の定めについては、民法（明治29年法律第89号）及び商法（明治32年法律第48号）の定めるところによるものとする。
- 13 この契約は、日本国の法令に準拠するものとする。
- 14 この契約に係る訴訟については、日本国の裁判所をもって合意による専属的管轄裁判所とする。
- 15 受注者が共同企業体を結成している場合においては、発注者は、この契約に基づくすべての行為を共同企業体の代表者に対して行うものとし、発注者が当該代表者に対して行ったこの契約に基づくすべての行為は、当該企業体のすべての構成員に対して行ったものとみなし、また、受注者は、発注者に対して行うこの契約に基づくすべての行為について当該代表者を通じて行わなければならない。

（関連工事の調整）

第2条 発注者は、受注者の施工する工事及び発注者の発注に係る第三者の施工する他の工事が施工上密接に関連する場合において、必要があるときは、その施工につき、調整を行うものとする。この場合においては、受注者は、発注者の調整に従い、当該第三者の行う工事の円滑な施工に協力しなければならない。

（請負代金内訳書及び工程表）

第3条 受注者は、この契約締結後14日以内に設計図書に基づいて、請負代金内訳書（以下「内訳書」という。）及び**概略**工程表を作成し、発注者に提出しなければならない。

2 受注者は、詳細設計完了後においては、詳細設計図書に基づいて、全体工程表を作成し、発注者に提出しなければならない。

3 工程表は、発注者及び受注者を拘束するものではない。

（契約の保証）

第4条 受注者は、この契約の締結と同時に、次の各号のいずれかに掲げる保証を付さなければならない。ただし、第5号の場合においては、履行保証保険契約の締結後、直ちにその保険証券を発注者に寄託しなければならない。

- 一 契約保証金の納付

- 二 契約保証金に代わる担保となる有価証券等の提供
- 三 この契約による債務の不履行により生ずる損害金の支払いを保証する銀行、発注者が確実と認める金融機関又は保証事業会社（公共工事の前払金保証事業に関する法律（昭和27年法律第184号）第2条第4項に規定する保証事業会社をいう。以下同じ。）の保証
- 四 この契約による債務の履行を保証する公共工事履行保証証券による保証
- 五 この契約による債務の不履行により生ずる損害をてん補する履行保証保険契約の締結
- 2 前項の保証に係る契約保証金の額、保証金額又は保険金額（第4項において「保証の額」という。）は、請負代金の10分の3以上としなければならない。
- 3 第1項の規定により、受注者が同項第2号又は第3号に掲げる保証を付したときは、当該保証は契約保証金に代わる担保の提供として行われたものとし、同項第4号又は第5号に掲げる保証を付したときは、契約保証金の納付を免除する。
- 4 請負代金額の変更があった場合には、保証の額が変更後の請負代金額の10分の3に達するまで、発注者は、保証の額の増額を請求することができ、受注者は、保証の額の減額を請求することができる。

（権利義務の譲渡等）

- 第5条 受注者は、この契約により生ずる権利又は義務を第三者に譲渡し、又は承継させてはならない。ただし、あらかじめ、発注者の承諾を得た場合は、この限りでない。
- 2 受注者は、工事事務物、工事材料（工場製品を含む。以下同じ。）のうち第13条第2項の規定による検査に合格した者及び第37条第3項の規定による部分払のための確認を受けた者並びに工事仮設物を第三者に譲渡し、貸与し、又は抵当権その他の担保の目的に供してはならない。ただし、あらかじめ、発注者の承諾を得た場合は、この限りでない。

（一括委任又は一括下請負の禁止）

- 第6条 受注者は、工事の全部若しくはその主たる部分又は他の部分から独立してその機能を発揮する工作物の工事を一括して第三者に委任し、又は請け負わせてはならない。

（下請負人の通知）

- 第7条 発注者は、受注者に対して、下請負人の商号又は名称その他必要な事項の通知を請求することができる。

（特許権等の使用）

- 第8条 受注者は、特許権、実用新案権、意匠権、商標権その他日本国の法令に基づき保護される第三者の権利（以下「特許権等」という。）の対象となっている工事材料、施工方法等を使用するときは、その使用に関する一切の責任を負わなければならない。ただし、発注者がその工事材料、施工方法等を指定した場合において、設計図書に特許権等の対象である旨の明示がなく、

- 二 契約保証金に代わる担保となる有価証券等の提供
- 三 この契約による債務の不履行により生ずる損害金の支払いを保証する銀行、発注者が確実と認める金融機関又は保証事業会社（公共工事の前払金保証事業に関する法律（昭和27年法律第184号）第2条第4項に規定する保証事業会社をいう。以下同じ。）の保証
- 四 この契約による債務の履行を保証する公共工事履行保証証券による保証
- 五 この契約による債務の不履行により生ずる損害をてん補する履行保証保険契約の締結
- 2 前項の保証に係る契約保証金の額、保証金額又は保険金額（第4項において「保証の額」という。）は、請負代金の10分の3以上としなければならない。
- 3 第1項の規定により、受注者が同項第2号又は第3号に掲げる保証を付したときは、当該保証は契約保証金に代わる担保の提供として行われたものとし、同項第4号又は第5号に掲げる保証を付したときは、契約保証金の納付を免除する。
- 4 請負代金額の変更があった場合には、保証の額が変更後の請負代金額の10分の3に達するまで、発注者は、保証の額の増額を請求することができ、受注者は、保証の額の減額を請求することができる。

（権利義務の譲渡等）

- 第5条 受注者は、この契約により生ずる権利又は義務を第三者に譲渡し、又は承継させてはならない。ただし、あらかじめ、発注者の承諾を得た場合は、この限りでない。
- 2 受注者は、工事事務物、工事材料（工場製品を含む。以下同じ。）のうち第13条第2項の規定による検査に合格した者及び第37条第3項の規定による部分払のための確認を受けた者並びに工事仮設物を第三者に譲渡し、貸与し、又は抵当権その他の担保の目的に供してはならない。ただし、あらかじめ、発注者の承諾を得た場合は、この限りでない。

（一括委任又は一括下請負の禁止）

- 第6条 受注者は、工事の全部若しくはその主たる部分又は他の部分から独立してその機能を発揮する工作物の工事を一括して第三者に委任し、又は請け負わせてはならない。

（**専門業者の通知及び承認**）

- 第7条 **受注者は、発注者に対して、あらかじめ受注者が契約しようとする専門業者の商号又は名称その他必要な事項を通知し、承認を受けなければならない。**

（特許権等の使用）

- 第8条 受注者は、特許権、実用新案権、意匠権、商標権その他日本国の法令に基づき保護される第三者の権利（以下「特許権等」という。）の対象となっている工事材料、施工方法等を使用するときは、その使用に関する一切の責任を負わなければならない。ただし、発注者がその工事材料、施工方法等を指定した場合において、設計図書に特許権等の対象である旨の明示がなく、

かつ、受注者がその存在を知らなかったときは、発注者は、受注者がその使用に関して要した費用を負担しなければならない。

(監督員)

- 第9条 発注者は、監督員を置いたときは、その氏名を受注者に通知しなければならない。監督員を変更したときも同様とする。
- 2 監督員は、この契約書の他の条項に定めるもの及びこの契約書に基づく発注者の権限とされる事項のうち発注者が必要と認めて監督員に委任したもののほか、設計図書に定めるところにより、次に掲げる権限を有する。
- 一 この契約の履行についての受注者又は受注者の現場代理人に対する指示、承諾又は協議
 - 二 設計図書に基づき、受注者が作成した工事の施工のための詳細図等の承諾
 - 三 設計図書に基づく工程の管理、立会い、工事の施工状況の検査又は工事材料の試験若しくは検査（確認を含む。）
- 3 発注者は、2名以上の監督員を置き、前項の権限を分担させたときにあつてはそれぞれの監督員の有する権限の内容を、監督員にこの契約書に基づく発注者の権限の一部を委任したときにあつては当該委任した権限の内容を、受注者に通知しなければならない。
- 4 第2項の規定に基づく監督員の指示又は承諾は、原則として、書面により行わなければならない。
- 5 この契約書に定める請求、通知、報告、申出、承諾及び解除については、設計図書に定めるものを除き、監督員を経由して行うものとする。この場合においては、監督員に到達した日をもって発注者に到達したものとみなす。

(現場代理人及び主任技術者等)

- 第10条 受注者は、次の各号に掲げる者を定めて工事現場に設置し、設計図書に定めるところにより、その氏名その他必要な事項を発注者に通知しなければならない。これらの者を変更したときも同様とする。
- 一 現場代理人
 - 二 専任監理技術者
 - 三 専門技術者（建設業法（昭和24年法律第100号）第26条の2に規定する技術者をいう。以下同じ。）
- 2 現場代理人は、この契約の履行に関し、工事現場に常駐し、その運営、取締りを行うほか、請負代金額の変更、工期の変更、請負代金の請求及び受領、第12条第1項の請求の受理、同条第3項の決定及び通知、同条第4項の請求、同条第5項の通知の受理並びにこの契約の解除に係る権限を除き、この契約に基づく受注者の一切の権限を行使することができる。
- 3 受注者は、前項の規定にかかわらず、自己の有する権限のうち現場代理人に委任せず自ら行使しようとするものがあるときは、あらかじめ、当該権限の内容を発注者に通知しなければならない。
- 4 現場代理人、監理技術者及び専門技術者は、これを兼ねることができる。

かつ、受注者がその存在を知らなかったときは、発注者は、受注者がその使用に関して要した費用を負担しなければならない。

(監督員)

- 第9条 発注者は、監督員を置いたときは、その氏名を受注者に通知しなければならない。監督員を変更したときも同様とする。
- 2 監督員は、この契約書の他の条項に定めるもの及びこの契約書に基づく発注者の権限とされる事項のうち発注者が必要と認めて監督員に委任したもののほか、設計図書に定めるところにより、次に掲げる権限を有する。(ハ)
- 一 この契約の履行についての受注者又は受注者の現場代理人に対する指示、承諾又は協議
 - 二 設計図書に基づく工事の施工のための詳細図等の作成及び交付又は受注者が作成した詳細図等の承諾
 - 三 設計図書に基づく工程の管理、立会い、工事の施工状況の検査又は工事材料の試験若しくは検査（確認を含む。）
- 3 発注者は、2名以上の監督員を置き、前項の権限を分担させたときにあつてはそれぞれの監督員の有する権限の内容を、監督員にこの契約書に基づく発注者の権限の一部を委任したときにあつては当該委任した権限の内容を、受注者に通知しなければならない。
- 4 第2項の規定に基づく監督員の指示又は承諾は、原則として、書面により行わなければならない。
- 5 この契約書に定める請求、通知、報告、申出、承諾及び解除については、設計図書に定めるものを除き、監督員を経由して行うものとする。この場合においては、監督員に到達した日をもって発注者に到達したものとみなす。

(現場代理人及び主任技術者等)

- 第10条 受注者は、次の各号に掲げる者を定めて工事現場に設置し、設計図書に定めるところにより、その氏名その他必要な事項を発注者に通知しなければならない。これらの者を変更したときも同様とする。
- 一 現場代理人
 - 二 専任監理技術者
 - 三 専門技術者（建設業法（昭和24年法律第100号）第26条の2に規定する技術者をいう。以下同じ。）
- 2 現場代理人は、この契約の履行に関し、工事現場に常駐し、その運営、取締りを行うほか、請負代金額の変更、工期の変更、請負代金の請求及び受領、第12条第1項の請求の受理、同条第3項の決定及び通知、同条第4項の請求、同条第5項の通知の受理並びにこの契約の解除に係る権限を除き、この契約に基づく受注者の一切の権限を行使することができる。
- 3 受注者は、第2項の規定にかかわらず、自己の有する権限のうち現場代理人に委任せず自ら行使しようとするものがあるときは、あらかじめ、当該権限の内容を発注者に通知しなければならない。
- 4 現場代理人、監理技術者及び専門技術者は、これを兼ねることができる。

(履行報告)

第11条 受注者は、設計図書に定めるところにより、この契約の履行について発注者に報告しなければならない。

(工事関係者に関する措置請求)

第12条 発注者は、現場代理人がその職務（監理技術者又は専門技術者と兼任する現場代理人にあつては、それらの者の職務を含む。）の執行につき著しく不相当と認められるときは、受注者に対して、その理由を明示した書面により、必要な措置をとるべきことを請求することができる。

2 発注者又は監督員は、監理技術者又は専門技術者（これらの者と現場代理人を兼任する者を除く。）その他受注者が工事を施工するために使用している下請負人、労働者等で工事の施工又は管理につき著しく不相当と認められる者があるときは、受注者に対して、その理由を明示した書面により、必要な措置をとるべきことを請求することができる。

3 受注者は、前2項の規定による請求があつたときは、当該請求に係る事項について決定し、その結果を請求を受けた日から10日以内に発注者に通知しなければならない。

4 受注者は、監督員がその職務の執行につき著しく不相当と認められるときは、発注者に対して、その理由を明示した書面により、必要な措置をとるべきことを請求することができる。

5 発注者は、前項の規定による請求があつたときは、当該請求に係る事項について決定し、その結果を請求を受けた日から10日以内に受注者に通知しなければならない。

(工事材料の品質及び検査等)

第13条 工事材料の品質については、設計図書に定めるところによる。設計図書にその品質が明示されていない場合にあつては、中等の品質を有するものとする。

2 受注者は、設計図書において監督員の検査（確認を含む。以下この条において同じ。）を受けて使用すべきものと指定された工事材料については、当該検査に合格したものを使用しなければならない。この場合において、当該検査に直接要する費用は、受注者の負担とする。

3 監督員は、受注者から前項の検査を請求されたときは、請求を受けた日から7日以内に応じなければならない。

4 受注者は、工事現場内に搬入した工事材料を監督員の承諾を受けずに工事現場外に搬出してはならない。

5 受注者は、前項の規定にかかわらず、第2項の検査の結果不合格と決定された工事材料については、当該決定を受けた日から7日以内に工事現場外に搬出しなければならない。

(監督員の立会い及び工事記録の整備等)

第14条 受注者は、設計図書において監督員の立会いの上調査し、又は調査について見本検査を受けるものと指定された工事材料については、当該立会い

(履行報告)

第11条 受注者は、設計図書に定めるところにより、この契約の履行について発注者に報告しなければならない。

(工事関係者に関する措置請求)

第12条 発注者は、現場代理人がその職務（監理技術者又は専門技術者と兼任する現場代理人にあつては、それらの者の職務を含む。）の執行につき著しく不相当と認められるときは、受注者に対して、その理由を明示した書面により、必要な措置をとるべきことを請求することができる。

2 発注者又は監督員は、監理技術者又は専門技術者（これらの者と現場代理人を兼任する者を除く。）その他受注者が工事を施工するために使用している下請負人、労働者等で工事の施工又は管理につき著しく不相当と認められる者があるときは、受注者に対して、その理由を明示した書面により、必要な措置をとるべきことを請求することができる。

3 受注者は、前2項の規定による請求があつたときは、当該請求に係る事項について決定し、その結果を請求を受けた日から10日以内に発注者に通知しなければならない。

4 受注者は、監督員がその職務の執行につき著しく不相当と認められるときは、発注者に対して、その理由を明示した書面により、必要な措置をとるべきことを請求することができる。

5 発注者は、前項の規定による請求があつたときは、当該請求に係る事項について決定し、その結果を請求を受けた日から10日以内に受注者に通知しなければならない。

(工事材料の品質及び検査等)

第13条 工事材料の品質については、設計図書に定めるところによる。設計図書にその品質が明示されていない場合にあつては、中等の品質を有するものとする。

2 受注者は、設計図書において監督員の検査（確認を含む。以下この条において同じ。）を受けて使用すべきものと指定された工事材料については、当該検査に合格したものを使用しなければならない。この場合において、当該検査に直接要する費用は、受注者の負担とする。

3 監督員は、受注者から前項の検査を請求されたときは、請求を受けた日から7日以内に応じなければならない。

4 受注者は、工事現場内に搬入した工事材料を監督員の承諾を受けずに工事現場外に搬出してはならない。

5 受注者は、前項の規定にかかわらず、第2項の検査の結果不合格と決定された工事材料については、当該決定を受けた日から7日以内に工事現場外に搬出しなければならない。

(監督員の立会い及び工事記録の整備等)

第14条 受注者は、設計図書において監督員の立会いの上調査し、又は調査について見本検査を受けるものと指定された工事材料については、当該立会い

を受けて調合し、又は当該見本検査に合格したものを使用しなければならない。

- 2 受注者は、設計図書において監督員の立会いの上施工するものと指定された工事については、当該立会いを受けて施工しなければならない。
- 3 受注者は、前2項に規定するほか、発注者が特に必要があると認めて設計図書において見本又は工事写真等の記録を整備すべきものと指定した工事材料の調合又は工事の施工をするときは、設計図書に定めるところにより、当該見本又は工事写真等の記録を整備し、監督員の請求があったときは、当該請求を受けた日から7日以内に提出しなければならない。
- 4 監督員は、受注者から第1項又は第2項の立会い又は見本検査を請求されたときは、当該請求を受けた日から7日以内に応じなければならない。
- 5 前項の場合において、監督員が正当な理由なく受注者の請求に7日以内に応じないため、その後の工程に支障をきたすときは、受注者は、監督員に通知した上、当該立会い又は見本検査を受けることなく、工事材料を調合して使用し、又は工事を施工することができる。この場合において、受注者は、当該工事材料の調合又は当該工事の施工を適切に行ったことを証する見本又は工事写真等の記録を整備し、監督員の請求があったときは、当該請求を受けた日から7日以内に提出しなければならない。
- 6 第1項、第3項又は前項の場合において、見本検査又は見本若しくは工事写真等の記録の整備に直接要する費用は、受注者の負担とする。

(支給材料及び貸与品)

- 第15条 発注者が受注者に支給する工事材料（以下「支給材料」という。）及び貸与する建設機械器具（以下「貸与品」という。）の品名、数量、品質、規格又は性能、引渡場所及び引渡時期は、設計図書に定めるところによる。
- 2 監督員は、支給材料又は貸与品の引渡しに当たっては、受注者の立会いの上、発注者の負担において、当該支給材料又は貸与品を検査しなければならない。この場合において、当該検査の結果、その品名、数量、品質又は規格若しくは性能が設計図書の定めと異なり、又は使用に適当でないと認めるときは、受注者は、その旨を直ちに発注者に通知しなければならない。
 - 3 受注者は、支給材料又は貸与品の引渡しを受けたときは、引渡しの日から7日以内に、発注者に受領書又は借用書を提出しなければならない。
 - 4 受注者は、支給材料又は貸与品の引渡しを受けた後、当該支給材料又は貸与品に第2項の検査により発見することが困難であった隠れた瑕疵があり使用に適当でないと認めるときは、その旨を直ちに発注者に通知しなければならない。
 - 5 発注者は、受注者から第2項後段又は前項の規定による通知を受けた場合において、必要があると認められるときは、当該支給材料若しくは貸与品に代えて他の支給材料若しくは貸与品を引き渡し、支給材料若しくは貸与品の品名、数量、品質若しくは規格若しくは性能を変更し、又は理由を明示した書面により、当該支給材料若しくは貸与品の使用を受注者に請求しなければ

を受けて調合し、又は当該見本検査に合格したものを使用しなければならない。

- 2 受注者は、設計図書において監督員の立会いの上施工するものと指定された工事については、当該立会いを受けて施工しなければならない。
- 3 受注者は、前2項に規定するほか、発注者が特に必要があると認めて設計図書において見本又は工事写真等の記録を整備すべきものと指定した工事材料の調合又は工事の施工をするときは、設計図書に定めるところにより、当該見本又は工事写真等の記録を整備し、監督員の請求があったときは、当該請求を受けた日から7日以内に提出しなければならない。
- 4 監督員は、受注者から第1項又は第2項の立会い又は見本検査を請求されたときは、当該請求を受けた日から7日以内に応じなければならない。
- 5 前項の場合において、監督員が正当な理由なく受注者の請求に7日以内に応じないため、その後の工程に支障をきたすときは、受注者は、監督員に通知した上、当該立会い又は見本検査を受けることなく、工事材料を調合して使用し、又は工事を施工することができる。この場合において、受注者は、当該工事材料の調合又は当該工事の施工を適切に行ったことを証する見本又は工事写真等の記録を整備し、監督員の請求があったときは、当該請求を受けた日から7日以内に提出しなければならない。
- 6 第1項、第3項又は前項の場合において、見本検査又は見本若しくは工事写真等の記録の整備に直接要する費用は、受注者の負担とする。

(支給材料及び貸与品)

- 第15条 発注者が受注者に支給する工事材料（以下「支給材料」という。）及び貸与する建設機械器具（以下「貸与品」という。）の品名、数量、品質、規格又は性能、引渡場所及び引渡時期は、設計図書に定めるところによる。
- 2 監督員は、支給材料又は貸与品の引渡しに当たっては、受注者の立会いの上、発注者の負担において、当該支給材料又は貸与品を検査しなければならない。この場合において、当該検査の結果、その品名、数量、品質又は規格若しくは性能が設計図書の定めと異なり、又は使用に適当でないと認めるときは、受注者は、その旨を直ちに発注者に通知しなければならない。
 - 3 受注者は、支給材料又は貸与品の引渡しを受けたときは、引渡しの日から7日以内に、発注者に受領書又は借用書を提出しなければならない。
 - 4 受注者は、支給材料又は貸与品の引渡しを受けた後、当該支給材料又は貸与品に第2項の検査により発見することが困難であった隠れた瑕疵があり使用に適当でないと認めるときは、その旨を直ちに発注者に通知しなければならない。
 - 5 発注者は、受注者から第2項後段又は前項の規定による通知を受けた場合において、必要があると認められるときは、当該支給材料若しくは貸与品に代えて他の支給材料若しくは貸与品を引き渡し、支給材料若しくは貸与品の品名、数量、品質若しくは規格若しくは性能を変更し、又は理由を明示した書面により、当該支給材料若しくは貸与品の使用を受注者に請求しなければ

ならない。

- 6 発注者は、前項に規定するほか、必要があると認めるときは、支給材料又は貸与品の品名、数量、品質、規格若しくは性能、引渡場所又は引渡時期を変更することができる。
- 7 発注者は、前2項の場合において、必要があると認められるときは工期若しくは請負代金額を変更し、又は受注者に損害を及ぼしたときは必要な費用を負担しなければならない。
- 8 受注者は、支給材料及び貸与品を善良な管理者の注意をもって管理しなければならない。
- 9 受注者は、設計図書に定めるところにより、工事の完成、設計図書の変更等によって不用となった支給材料又は貸与品を発注者に返還しなければならない。
- 10 受注者は、故意又は過失により支給材料又は貸与品が滅失若しくはき損し、又はその返還が不可能となったときは、発注者の指定した期間内に代品を納め、若しくは原状に復して返還し、又は返還に代えて損害を賠償しなければならない。
- 11 受注者は、支給材料又は貸与品の使用方法が設計図書に明示されていないときは、監督員の指示に従わなければならない。

(工事用地の確保等)

- 第16条 発注者は、工事用地その他設計図書において定められた工事の施工上必要な用地（以下「工事用地等」という。）を受注者が工事の施工上必要とする日（設計図書に特別の定めがあるときは、その定められた日）までに確保しなければならない。
- 2 受注者は、確保された工事用地等を善良な管理者の注意をもって管理しなければならない。
 - 3 工事の完成、設計図書の変更等によって工事用地等が不用となった場合において、当該工事用地等に受注者が所有又は管理する工事材料、建設機械器具、仮設物その他の物件(下請負人の所有又は管理するこれらの物件を含む。)があるときは、受注者は、当該物件を撤去するとともに、当該工事用地等を修復し、取り片付けて、発注者に明け渡さなければならない。
 - 4 前項の場合において、受注者が正当な理由なく、相当の期間内に当該物件を撤去せず、又は工事用地等の修復若しくは取片付けを行わないときは、発注者は、受注者に代わって当該物件を処分し、工事用地等の修復若しくは取片付けを行うことができる。この場合においては、受注者は、発注者の処分又は修復若しくは取片付けについて異議を申し出ることができず、また、発注者の処分又は修復若しくは取片付けに要した費用を負担しなければならない。
 - 5 第3項に規定する受注者のとるべき措置の期限、方法等については、発注者が受注者の意見を聴いて定める。

ならない。

- 6 発注者は、前項に規定するほか、必要があると認めるときは、支給材料又は貸与品の品名、数量、品質、規格若しくは性能、引渡場所又は引渡時期を変更することができる。
- 7 発注者は、前2項の場合において、必要があると認められるときは工期若しくは請負代金額を変更し、又は受注者に損害を及ぼしたときは必要な費用を負担しなければならない。
- 8 受注者は、支給材料及び貸与品を善良な管理者の注意をもって管理しなければならない。
- 9 受注者は、設計図書に定めるところにより、工事の完成、設計図書の変更等によって不用となった支給材料又は貸与品を発注者に返還しなければならない。
- 10 受注者は、故意又は過失により支給材料又は貸与品が滅失若しくはき損し、又はその返還が不可能となったときは、発注者の指定した期間内に代品を納め、若しくは原状に復して返還し、又は返還に代えて損害を賠償しなければならない。
- 11 受注者は、支給材料又は貸与品の使用方法が設計図書に明示されていないときは、監督員の指示に従わなければならない。

(工事用地の確保等)

- 第16条 発注者は、工事用地その他設計図書において定められた工事の施工上必要な用地（以下「工事用地等」という。）を受注者が工事の施工上必要とする日（設計図書に特別の定めがあるときは、その定められた日）までに確保しなければならない。
- 2 受注者は、確保された工事用地等を善良な管理者の注意をもって管理しなければならない。
 - 3 工事の完成、設計図書の変更等によって工事用地等が不用となった場合において、当該工事用地等に受注者が所有又は管理する工事材料、建設機械器具、仮設物その他の物件(下請負人の所有又は管理するこれらの物件を含む。)があるときは、受注者は、当該物件を撤去するとともに、当該工事用地等を修復し、取り片付けて、発注者に明け渡さなければならない。
 - 4 前項の場合において、受注者が正当な理由なく、相当の期間内に当該物件を撤去せず、又は工事用地等の修復若しくは取片付けを行わないときは、発注者は、受注者に代わって当該物件を処分し、工事用地等の修復若しくは取片付けを行うことができる。この場合においては、受注者は、発注者の処分又は修復若しくは取片付けについて異議を申し出ることができず、また、発注者の処分又は修復若しくは取片付けに要した費用を負担しなければならない。
 - 5 第3項に規定する受注者のとるべき措置の期限、方法等については、発注者が受注者の意見を聴いて定める。

(特記仕様書等と詳細設計図書の内容が一致しない場合の修補義務)

(設計図書不適合の場合の改造義務及び破壊検査等)

第17条 受注者は、工事の施工部分が設計図書に適合しない場合において、監督員がその改造を請求したときは、当該請求に従わなければならない。この場合において、当該不適合が監督員の指示によるときその他発注者の責めに帰すべき事由によるときは、発注者は、必要があると認められるときは工期若しくは請負代金額を変更し、又は受注者に損害を及ぼしたときは必要な費用を負担しなければならない。

2 監督員は、受注者が第13条第2項又は第14条第1項から第3項までの規定に違反した場合において、必要があると認められるときは、工事の施工部分を破壊して検査することができる。

3 前項に規定するほか、監督員は、工事の施工部分が設計図書に適合しないと認められる相当の理由がある場合において、必要があると認められるときは、当該相当の理由を受注者に通知して、工事の施工部分を最小限度破壊して検査することができる。

4 前2項の場合において、検査及び復旧に直接要する費用は受注者の負担とする。

(条件変更等)

第18条 受注者は、工事の施工に当たり、次の各号のいずれかに該当する事実を発見したときは、その旨を直ちに監督員に通知し、その確認を請求しなければならない。

一 図面、仕様書、現場説明書及び現場説明に対する質問回答書が一致しないこと。

二 設計図書に誤謬又は脱漏があること。

三 設計図書の表示が明確でないこと。

四 工事現場の形状、地質、湧水等の状態、施工上の制約等設計図書に示された自然的又は人為的な施工条件と実際の工事現場が一致しないこと。

五 設計図書で明示されていない施工条件について予期することのできない特別な状態が生じたこと。

2 監督員は、前項の規定による確認を請求されたとき又は自ら同項各号に掲げる事実を発見したときは、受注者の立会いの上、直ちに調査を行わなければならない。ただし、受注者が立会いに応じない場合には、受注者の立会いを待たずに行うことができる。

第17条 受注者は、詳細設計図書の内容が、特記仕様書等又は設計に関する発注者の指示若しくは発注者と受注者の協議の内容に適合しない場合において、監督員がその修補を統括管理技術者に請求したときは、当該請求に従わなければならない。(受注者が既に工事に着手している場合には、工事に關する必要な修補を含む。)この場合において、当該不適合が発注者の指示によるときその他発注者の責に帰すべき事由によるときは、発注者は、必要があると認められるときは工期若しくは請負代金額を変更し、又は受注者に損害を及ぼしたときは必要な費用を負担しなければならない。

(設計図書不適合の場合の改造義務及び破壊検査等)

第17条の2 受注者は、工事の施工部分が設計図書に適合しない場合において、監督員がその改造を請求したときは、当該請求に従わなければならない。この場合において、当該不適合が監督員の指示によるときその他発注者の責めに帰すべき事由によるときは、発注者は、必要があると認められるときは工期若しくは請負代金額を変更し、又は受注者に損害を及ぼしたときは必要な費用を負担しなければならない。

2 監督員は、受注者が第13条第2項又は第14条第1項から第3項までの規定に違反した場合において、必要があると認められるときは、工事の施工部分を破壊して検査することができる。

3 前項に規定するほか、監督員は、工事の施工部分が設計図書に適合しないと認められる相当の理由がある場合において、必要があると認められるときは、当該相当の理由を受注者に通知して、工事の施工部分を最小限度破壊して検査することができる。

4 前2項の場合において、検査及び復旧に直接要する費用は受注者の負担とする。

(条件変更等)

第18条 受注者は、工事の施工に当たり、次の各号のいずれかに該当する事実を発見したときは、その旨を直ちに**統括管理技術者を通じて**監督員に通知し、その確認を請求しなければならない。

一 図面、仕様書、現場説明書及び現場説明に対する質問回答書及び第1条第3項第4号に掲げる共通仕様書が一致しないこと。

二 設計図書に誤謬又は脱漏があること。

三 設計図書の表示が明確でないこと。

四 工事現場の形状、地質、湧水等の状態、施工上の制約等設計図書に示された自然的又は人為的な施工条件と実際の工事現場が一致しないこと。

五 設計図書で明示されていない施工条件について予期することのできない特別な状態が生じたこと。

2 監督員は、前項の規定による確認を請求されたとき又は自ら同項各号に掲げる事実を発見したときは、受注者の立会いの上、直ちに調査を行わなければならない。ただし、受注者が立会いに応じない場合には、受注者の立会いを待たずに行うことができる。

3 発注者は、受注者の意見を聴いて、調査の結果（これに対してとるべき措置を指示する必要があるときは、当該指示を含む。）をとりまとめ、調査の終了後14日以内に、その結果を受注者に通知しなければならない。ただし、その期間内に通知できないやむを得ない理由があるときは、あらかじめ受注者の意見を聴いた上、当該期間を延長することができる。

4 前項の調査の結果において第1項の事実が確認された場合において、必要があると認められるときは、次に掲げるところにより、設計図書の訂正又は変更を行わなければならない。

一 第1項第1号から第3号までのいずれかに該当し設計図書を訂正する必要があるもの 発注者が行う。

二 第1項第4号又は第5号に該当し設計図書を変更する場合で工事目的物の変更を伴うもの 発注者が行う。

三 第1項第4号又は第5号に該当し設計図書を変更する場合で工事目的物の変更を伴わないもの 発注者と受注者とは

協議して発注者が行う。

5 前項の規定により設計図書の訂正又は変更が行われた場合において、発注者は、必要があると認められるときは工期若しくは請負代金額を変更し、又は受注者に損害を及ぼしたときは必要な費用を負担しなければならない。

（設計図書の変更）

第19条 発注者は、前条第4項の規定によるほか、必要があると認めるときは、設計図書の変更内容を受注者に通知して、設計図書を変更することができる。この場合において、発注者は、必要があると認められるときは工期若しくは請負代金額を変更し、又は受注者に損害を及ぼしたときは必要な費用を負担しなければならない。

（工事の中止）

第20条 工事用地等の確保ができない等のため又は暴風、豪雨、洪水、高潮、地震、地すべり、落盤、火災、騒乱、暴動その他の自然的又は人為的な事象（以下「天災等」という。）であって受注者の責めに帰することができないものにより工事目的物等に損害を生じ若しくは工事現場の状態が変動したため、受注者が工事を施工できないと認められるときは、発注者は、工事の中止内容を直ちに受注者に通知して、工事の全部又は一部の施工を一時中止させなければならない。

2 発注者は、前項の規定によるほか、必要があると認めるときは、工事の中止内容を受注者に通知して、工事の全部又は一部の施工を一時中止させることができる。

3 発注者は、前2項の規定により工事の施工を一時中止させた場合において、必要があると認められるときは工期若しくは請負代金額を変更し、又は受注

3 発注者は、受注者の意見を聴いて、調査の結果（これに対してとるべき措置を指示する必要があるときは、当該指示を含む。）をとりまとめ、調査の終了後14日以内に、その結果を受注者に通知しなければならない。ただし、その期間内に通知できないやむを得ない理由があるときは、あらかじめ受注者の意見を聴いた上、当該期間を延長することができる。（ハ）

4 前項の調査の結果において第1項の事実が確認された場合において、必要があると認められるときは、次に掲げるところにより、設計図書の訂正又は変更を行わなければならない。

一 第1項第1号から第3号までのいずれかに該当し設計図書を訂正する必要があるもの

発注者が統括管理技術者に指示し、受注者が行う。

二 第1項第4号又は第5号に該当し設計図書を変更する場合で工事目的物の変更を伴うもの

発注者が統括管理技術者に指示し、受注者が行う。

三 第1項第4号又は第5号に該当し設計図書を変更する場合で工事目的物の変更を伴わないもの

発注者と受注者とは協議して、**発注者が統括管理技術者に指示し、受注者が行う。**

5 前項の規定により設計図書の訂正又は変更が行われた場合において、発注者は、必要があると認められるときは工期若しくは請負代金額を変更し、又は受注者に損害を及ぼしたときは必要な費用を負担しなければならない。

（設計図書の変更）

第19条 発注者は、前条第4項の規定によるほか、必要があると認めるときは、特記仕様書等、工事等に関する指示の変更内容を受注者に**指示**して、統括管理技術者に設計図書を変更**させる**ことができる。この場合において、発注者は、必要があると認められるときは工期若しくは請負代金額を変更し、又は受注者に損害を及ぼしたときは必要な費用を負担しなければならない。

（工事の中止）

第20条 工事用地等の確保ができない等のため又は暴風、豪雨、洪水、高潮、地震、地すべり、落盤、火災、騒乱、暴動その他の自然的又は人為的な事象（以下「天災等」という。）であって受注者の責めに帰することができないものにより工事目的物等に損害を生じ若しくは工事現場の状態が変動したため、受注者が工事を施工できないと認められるときは、発注者は、工事の中止内容を直ちに受注者に通知して、工事の全部又は一部の施工を一時中止させなければならない。

2 発注者は、前項の規定によるほか、必要があると認めるときは、工事の中止内容を受注者に通知して、工事の全部又は一部の施工を一時中止させることができる。

3 発注者は、前2項の規定により工事の施工を一時中止させた場合において、必要があると認められるときは工期若しくは請負代金額を変更し、又は受注

者が工事の続行に備え工事現場を維持し若しくは労働者、建設機械器具等を保持するための費用その他の工事の施工の一時中止に伴う増加費用を必要とし若しくは受注者に損害を及ぼしたときは必要な費用を負担しなければならない。

(受注者の請求による工期の延長)

第21条 受注者は、天候の不良、第2条の規定に基づく関連工事の調整への協力その他受注者の責めに帰すことができない事由により工期内に工事を完成することができないときは、その理由を明示した書面により、発注者に工期の延長変更を請求することができる。

2 発注者は、前項の規定による請求があった場合において、必要があると認められるときは、工期を延長しなければならない。発注者は、その工期の延長が発注者の責めに帰すべき事由による場合においては、請負代金額について必要と認められる変更を行い、又は受注者に損害を及ぼしたときは必要な費用を負担しなければならない。

(発注者の請求による工期の短縮等)

第22条 発注者は、特別の理由により工期を短縮する必要があるときは、工期の短縮変更を受注者に請求することができる。

2 発注者は、この契約書の他の条項の規定により工期を延長すべき場合において、特別の理由があるときは、延長する工期について、通常必要とされる工期に満たない工期への変更を請求することができる。

3 発注者は、前2項の場合において、必要があると認められるときは請負代金額を変更し、又は受注者に損害を及ぼしたときは必要な費用を負担しなければならない。

(工期の変更方法)

第23条 工期の変更については、発注者と受注者とが協議して定める。ただし、協議開始の日から14日以内に協議が調わない場合には、発注者が定め、受注者に通知する。

2 前項の協議開始の日については、発注者が受注者の意見を聴いて定め、受注者に通知するものとする。ただし、発注者が工期の変更事由が生じた日(第21条の場合にあっては発注者が工期変更の請求を受けた日、前条の場合にあっては受注者が工期変更の請求を受けた日)から7日以内に協議開始の日を通知しない場合には、受注者は、協議開始の日を定め、発注者に通知することができる。

(請負代金額の変更方法等)

第24条 請負代金額の変更については、発注者と受注者とが協議して定める。ただし、協議開始の日から14日以内に協議が調わない場合には、発注者が定め、受注者に通知する。

2 前項の協議開始の日については、発注者が受注者の意見を聴いて定め、受注者に通知するものとする。ただし、請負代金額の変更事由が生じた日から7日以内に協議開始の日を通知しない場合には、受注者は、協議開始の日を

者が工事の続行に備え工事現場を維持し若しくは労働者、建設機械器具等を保持するための費用その他の工事の施工の一時中止に伴う増加費用を必要とし若しくは受注者に損害を及ぼしたときは必要な費用を負担しなければならない。

(受注者の請求による工期の延長)

第21条 受注者は、天候の不良、第2条の規定に基づく関連工事の調整への協力その他受注者の責めに帰すことができない事由により工期内に工事を完成することができないときは、その理由を明示した書面により、発注者に工期の延長変更を請求することができる。

2 発注者は、前項の規定による請求があった場合において、必要があると認められるときは、工期を延長しなければならない。発注者は、その工期の延長が発注者の責めに帰すべき事由による場合においては、請負代金額について必要と認められる変更を行い、又は受注者に損害を及ぼしたときは必要な費用を負担しなければならない。

(発注者の請求による工期の短縮等)

第22条 発注者は、特別の理由により工期を短縮する必要があるときは、工期の短縮変更を受注者に請求することができる。

2 発注者は、この契約書の他の条項の規定により工期を延長すべき場合において、特別の理由があるときは、延長する工期について、通常必要とされる工期に満たない工期への変更を請求することができる。

3 発注者は、前2項の場合において、必要があると認められるときは請負代金額を変更し、又は受注者に損害を及ぼしたときは必要な費用を負担しなければならない。

(工期の変更方法)

第23条 工期の変更については、発注者と受注者とが協議して定める。ただし、協議開始の日から14日以内に協議が調わない場合には、発注者が定め、受注者に通知する。

2 前項の協議開始の日については、発注者が受注者の意見を聴いて定め、受注者に通知するものとする。ただし、発注者が工期の変更事由が生じた日(第21条の場合にあっては発注者が工期変更の請求を受けた日、前条の場合にあっては受注者が工期変更の請求を受けた日)から7日以内に協議開始の日を通知しない場合には、受注者は、協議開始の日を定め、発注者に通知することができる。

(請負代金額の変更方法等)

第24条 請負代金額の変更については、発注者と受注者とが協議して定める。ただし、協議開始の日から14日以内に協議が調わない場合には、発注者が定め、受注者に通知する。

2 前項の協議開始の日については、発注者が受注者の意見を聴いて定め、受注者に通知するものとする。ただし、請負代金額の変更事由が生じた日から7日以内に協議開始の日を通知しない場合には、受注者は、協議開始の日を

定め、発注者に通知することができる。

- 3 この契約書の規定により、受注者が増加費用を必要とした場合又は損害を受けた場合に発注者が負担する必要な費用の額については、発注者と受注者とが協議して定める。

(賃金又は物価の変動に基づく請負代金額の変更)

第25条 発注者又は受注者は、工期内で請負契約締結の日から12月を経過した後日本国内における賃金水準又は物価水準の変動により請負代金額が不相当となったと認めるときは、相手方に対して請負代金額の変更を請求することができる。

- 2 発注者又は受注者は、前項の規定による請求があったときは、変動前残工事代金額(請負代金額から当該請求時の出来形部分に相応する請負代金額を控除した額をいう。以下同じ。)と変動後残工事代金額(変動後の賃金又は物価を基礎として算出した変動前残工事代金額に相応する額をいう。以下同じ。)との差額のうち変動前残工事代金額の1000分の15を超える額につき、請負代金額の変更に応じなければならない。

- 3 変動前残工事代金額及び変動後残工事代金額は、請求のあった日を基準とし、物価指数等に基づき発注者と受注者とが協議して定める。ただし、協議開始の日から14日以内に協議が調わない場合にあつては、発注者が定め、受注者に通知する。

- 4 第1項の規定による請求は、この条の規定により請負代金額の変更を行った後再度行うことができる。この場合においては、同項中「請負契約締結の日」とあるのは、「直前のこの条に基づく請負代金額変更の基準とした日」とするものとする。

- 5 特別な要因により工期内に主要な工事材料の日本国内における価格に著しい変動を生じ、請負代金額が不相当となったときは、発注者又は受注者は、前各項の規定によるほか、請負代金額の変更を請求することができる。(ハ)

- 6 予期することのできない特別な事情により、工期内に日本国内において急激なインフレーション又はデフレーションを生じ、請負代金額が著しく不相当となったときは、発注者又は受注者は、前各項の規定にかかわらず、請負代金額の変更を請求することができる。

- 7 前2項の場合において、請負代金額の変更額については、発注者と受注者とが協議して定める。ただし、協議開始の日から14日以内に協議が調わない場合にあつては、発注者が定め、受注者に通知する。

- 8 第3項及び前項の協議開始の日については、発注者が受注者の意見を聴いて定め、受注者に通知しなければならない。ただし、発注者が第1項、第5項又は第6項の請求を行った日又は受けた日から7日以内に協議開始の日を通知しない場合には、受注者は、協議開始の日を定め、発注者に通知することができる。

(臨機の措置)

第26条 受注者は、災害防止等のため必要があると認めるときは、臨機の措置

定め、発注者に通知することができる。

- 3 この契約書の規定により、受注者が増加費用を必要とした場合又は損害を受けた場合に発注者が負担する必要な費用の額については、発注者と受注者とが協議して定める。

スライド条項に
関する記載は削除

(臨機の措置)

第26条 受注者は、災害防止等のため必要があると認めるときは、臨機の措置

をとらなければならない。この場合において、必要があると認めるときは、受注者は、あらかじめ監督員の意見を聴かなければならない。ただし、緊急やむを得ない事情があるときは、この限りでない。

- 2 前項の場合においては、受注者は、そのとった措置の内容を監督員に直ちに通知しなければならない。
- 3 監督員は、災害防止その他工事の施工上特に必要があると認めるときは、受注者に対して臨機の措置をとることを請求することができる。
- 4 受注者が第1項又は前項の規定により臨機の措置をとった場合において、当該措置に要した費用のうち、受注者が請負代金額の範囲において負担することが適当でない認められる部分については、発注者が負担する。

(一般的損害)

第27条 工事目的物の引渡し前に、工事目的物又は工事材料について生じた損害その他工事の施工に関して生じた損害（次条第1項若しくは第2項又は第29条第1項に規定する損害を除く。）については、受注者がその費用を負担する。ただし、その損害（第47条第1項の規定により付された保険等によりてん補された部分を除く。）のうち発注者の責めに帰すべき事由により生じたものについては、発注者が負担する。

(第三者に及ぼした損害)

第28条 工事の施工について第三者に損害を及ぼしたときは、受注者がその損害を賠償しなければならない。ただし、その損害（第47条第1項の規定により付された保険等によりてん補された部分を除く。以下この条において同じ。）のうち発注者の責めに帰すべき事由により生じたものについては、発注者が負担する。

- 2 前項の規定にかかわらず、工事の施工に伴い通常避けることができない騒音、振動、地盤沈下、地下水の断絶等の理由により第三者に損害を及ぼしたときは、発注者がその損害を負担しなければならない。ただし、その損害のうち工事の施工につき受注者が善良な管理者の注意義務を怠ったことにより生じたものについては、受注者が負担する。
- 3 前2項の場合その他工事の施工について第三者との間に紛争を生じた場合においては、発注者及び受注者は協力してその処理解決に当たるものとする。

(不可抗力による損害)

第29条 工事目的物の引渡し前に、天災等（設計図書で基準を定めたものにあつては、当該基準を超えるものに限る。）で発注者と受注者のいずれの責めにも帰すことができないもの（以下この条において「不可抗力」という。）により、工事目的物、仮設物又は工事現場に搬入済みの工事材料若しくは建設機械器具に損害が生じたときは、受注者は、その事実の発生後直ちにその状況を発注者に通知しなければならない。

- 2 発注者は、前項の規定による通知を受けたときは、直ちに調査を行い、同項の損害（受注者が善良な管理者の注意義務を怠ったことに基づくもの及び第47条第1項の規定により付された保険等によりてん補された部分を除く

をとらなければならない。この場合において、必要があると認めるときは、受注者は、あらかじめ監督員の意見を聴かなければならない。ただし、緊急かつやむを得ない事情があるときは、この限りでない。

- 2 前項の場合においては、受注者は、そのとった措置の内容を監督員に直ちに通知しなければならない。
- 3 監督員は、災害防止その他工事の施工上特に必要があると認めるときは、受注者に対して臨機の措置をとることを請求することができる。
- 4 受注者が第1項又は前項の規定により臨機の措置をとった場合において、当該措置に要した費用のうち、受注者が請負代金額の範囲において負担することが適当でない認められる部分については、発注者が負担する。

(一般的損害)

第27条 工事目的物の引渡し前に、工事目的物又は工事材料について生じた損害その他工事の施工に関して生じた損害（次条第1項若しくは第2項又は第29条第1項に規定する損害を除く。）については、受注者がその費用を負担する。ただし、その損害（第47条第1項の規定により付された保険等によりてん補された部分を除く。）のうち発注者の責めに帰すべき事由により生じたものについては、発注者が負担する。

(第三者に及ぼした損害)

第28条 工事の施工について第三者に損害を及ぼしたときは、受注者がその損害を賠償しなければならない。ただし、その損害（第47条第1項の規定により付された保険等によりてん補された部分を除く。以下この条において同じ。）のうち発注者の責めに帰すべき事由により生じたものについては、発注者が負担する。

- 2 前項の規定にかかわらず、工事の施工に伴い通常避けることができない騒音、振動、地盤沈下、地下水の断絶等の理由により第三者に損害を及ぼしたときは、発注者がその損害を負担しなければならない。ただし、その損害のうち工事の施工につき受注者が善良な管理者の注意義務を怠ったことにより生じたものについては、受注者が負担する。
- 3 前2項の場合その他工事の施工について第三者との間に紛争を生じた場合においては、発注者及び受注者は協力してその処理解決に当たるものとする。

(不可抗力による損害)

第29条 工事目的物の引渡し前に、天災等（設計図書で基準を定めたものにあつては、当該基準を超えるものに限る。）で発注者と受注者のいずれの責めにも帰すことができないもの（以下この条において「不可抗力」という。）により、工事目的物、仮設物又は工事現場に搬入済みの工事材料若しくは建設機械器具に損害が生じたときは、受注者は、その事実の発生後直ちにその状況を発注者に通知しなければならない。

- 2 発注者は、前項の規定による通知を受けたときは、直ちに調査を行い、同項の損害（受注者が善良な管理者の注意義務を怠ったことに基づくもの及び第47条第1項の規定により付された保険等によりてん補された部分を除く

以下この条において「損害」という。)の状況を確認し、その結果を受注者に通知しなければならない。

- 3 受注者は、前項の規定により損害の状況が確認されたときは、損害による費用の負担を発注者に請求することができる。
- 4 発注者は、前項の規定により受注者から損害による費用の負担の請求があったときは、当該損害の額（工事目的物、仮設物又は工事現場に搬入済みの工事材料若しくは建設機械器具であって第13条第2項、第14条第1項若しくは第2項又は第37条第3項の規定による検査、立会いその他受注者の工事に関する記録等により確認することができるものに係る額に限る。）及び当該損害の取片付けに要する費用の額の合計額（第6項において「損害合計額」という。）のうち請負代金額の100分の1を超える額を負担しなければならない。
- 5 損害の額は、次に掲げる損害につき、それぞれ当該各号に定めるところにより、算定する。
 - 一 工事目的物に関する損害
損害を受けた工事目的物に相応する請負代金額とし、残存価値がある場合にはその評価額を差し引いた額とする。
 - 二 工事材料に関する損害
損害を受けた工事材料で通常妥当と認められるものに相応する請負代金額とし、残存価値がある場合にはその評価額を差し引いた額とする。
 - 三 仮設物又は建設機械器具に関する損害
損害を受けた仮設物又は建設機械器具で通常妥当と認められるものについて、当該工事で償却することとしている償却費の額から損害を受けた時点における工事目的物に相応する償却費の額を差し引いた額とする。ただし、修繕によりその機能を回復することができ、かつ、修繕費の額が上記の額より少額であるものについては、その修繕費の額とする。
- 6 数次にわたる不可抗力により損害合計額が累積した場合における第2次以降の不可抗力による損害合計額の負担については、第4項中「当該損害の額」とあるのは「損害の額の累計」と、「当該損害の取片付けに要する費用の額」とあるのは「損害の取片付けに要する費用の額の累計」と、「請負代金額の100分の1を超える額」とあるのは「請負代金額の100分の1を超える額から既に負担した額を差し引いた額」として同項を適用する。

（請負代金額の変更に代える設計図書の変更）

- 第30条 発注者は、第8条、第15条、第17条から第22条まで、第25条から第27条まで、前条又は第33条の規定により請負代金額を増額すべき場合又は費用を負担すべき場合において、特別の理由があるときは、請負代金額の増額又は負担額の全部又は一部に代えて設計図書を変更することができる。この場合において、設計図書の変更内容は、発注者と受注者とが協議して定める。ただし、協議開始の日から14日以内に協議が調わない場合には、発注者が定め、受注者に通知する。
- 2 前項の協議開始の日については、発注者が受注者の意見を聴いて定め、受

以下この条において「損害」という。)の状況を確認し、その結果を受注者に通知しなければならない。

- 3 受注者は、前項の規定により損害の状況が確認されたときは、損害による費用の負担を発注者に請求することができる。
- 4 発注者は、前項の規定により受注者から損害による費用の負担の請求があったときは、当該損害の額（工事目的物、仮設物又は工事現場に搬入済みの工事材料若しくは建設機械器具であって第13条第2項、第14条第1項若しくは第2項又は第37条第3項の規定による検査、立会いその他受注者の工事に関する記録等により確認することができるものに係る額に限る。）及び当該損害の取片付けに要する費用の額の合計額（第6項において「損害合計額」という。）のうち請負代金額の100分の1を超える額を負担しなければならない。
- 5 損害の額は、次に掲げる損害につき、それぞれ当該各号に定めるところにより、算定する。
 - 一 工事目的物に関する損害
損害を受けた工事目的物に相応する請負代金額とし、残存価値がある場合にはその評価額を差し引いた額とする。
 - 二 工事材料に関する損害
損害を受けた工事材料で通常妥当と認められるものに相応する請負代金額とし、残存価値がある場合にはその評価額を差し引いた額とする。
 - 三 仮設物又は建設機械器具に関する損害
損害を受けた仮設物又は建設機械器具で通常妥当と認められるものについて、当該工事で償却することとしている償却費の額から損害を受けた時点における工事目的物に相応する償却費の額を差し引いた額とする。ただし、修繕によりその機能を回復することができ、かつ、修繕費の額が上記の額より少額であるものについては、その修繕費の額とする。
- 6 数次にわたる不可抗力により損害合計額が累積した場合における第2次以降の不可抗力による損害合計額の負担については、第4項中「当該損害の額」とあるのは「損害の額の累計」と、「当該損害の取片付けに要する費用の額」とあるのは「損害の取片付けに要する費用の額の累計」と、「請負代金額の100分の1を超える額」とあるのは「請負代金額の100分の1を超える額から既に負担した額を差し引いた額」として同項を適用する。

（請負代金額の変更に代える設計図書の変更）

- 第30条 発注者は、第8条、第15条、第17条から第22条まで、第25条から第27条まで、前条又は第33条の規定により請負代金額を増額すべき場合又は費用を負担すべき場合において、特別の理由があるときは、請負代金額の増額又は負担額の全部又は一部に代えて設計図書を変更することができる。この場合において、設計図書の変更内容は、発注者と受注者とが協議して定める。ただし、協議開始の日から14日以内に協議が調わない場合には、発注者が定め、受注者に通知する。
- 2 前項の協議開始の日については、発注者が受注者の意見を聴いて定め、受

注者に通知しなければならない。ただし、発注者が同項の請負代金額を増額すべき事由又は費用を負担すべき事由が生じた日から7日以内に協議開始の日を通知しない場合には、受注者は、協議開始の日を定め、発注者に通知することができる。

(検査及び引渡し)

第31条 受注者は、工事を完成したときは、その旨を発注者に通知しなければならない。

2 発注者又は発注者が検査を行う者として定めた職員（以下「検査員」という。）は、前項の規定による通知を受けたときは、通知を受けた日から14日以内に受注者の立会いの上、設計図書に定めるところにより、工事の完成を確認するための検査を完了し、当該検査の結果を受注者に通知しなければならない。この場合において、発注者又は検査員は、必要があると認められるときは、その理由を受注者に通知して、工事目的物を最小限度破壊して検査することができる。

3 前項の場合において、検査又は復旧に直接要する費用は、受注者の負担とする。

4 発注者は、第2項の検査によって工事の完成を確認した後、受注者が工事目的物の引渡しを申し出たときは、直ちに当該工事目的物の引渡しを受けなければならない。

5 発注者は、受注者が前項の申出を行わないときは、当該工事目的物の引渡しを請負代金の支払いの完了と同時にを行うことを請求することができる。この場合においては、受注者は、当該請求に直ちに応じなければならない。

6 受注者は、工事が第2項の検査に合格しないときは、直ちに修補して発注者の検査を受けなければならない。この場合においては、修補の完了を工事の完成とみなして前各項の規定を適用する。

(請負代金の支払い)

第32条 受注者は、前条第2項の検査に合格したときは、請負代金の支払いを請求することができる。

2 発注者は、前項の規定による請求があったときは、請求を受けた日から40日以内に請負代金を支払わなければならない。

3 発注者がその責めに帰すべき事由により前条第2項の期間内に検査をしないときは、その期限を経過した日から検査をした日までの期間の日数は、前項の期間（以下この項において「約定期間」という。）の日数から差し引くものとする。この場合において、その遅延日数が約定期間の日数を超えるときは、約定期間は、遅延日数が約定期間の日数を超えた日において満了したものとみなす。

(部分使用)

第33条 発注者は、第31条第4項又は第5項の規定による引渡し前においても、工事目的物の全部又は一部を受注者の承諾を得て使用することができる。

注者に通知しなければならない。ただし、発注者が同項の請負代金額を増額すべき事由又は費用を負担すべき事由が生じた日から7日以内に協議開始の日を通知しない場合には、受注者は、協議開始の日を定め、発注者に通知することができる。

(検査及び引渡し)

第31条 受注者は、工事を完成したときは、その旨を発注者に通知しなければならない。

2 発注者又は発注者が検査を行う者として定めた職員（以下「検査員」という。）は、前項の規定による通知を受けたときは、通知を受けた日から14日以内に受注者の立会いの上、特記仕様書等に定めるところにより、工事の完成を確認するための検査を完了し、当該検査の結果を受注者に通知しなければならない。この場合において、発注者又は検査員は、必要があると認められるときは、その理由を受注者に通知して、工事目的物を最小限度破壊して検査することができる。

3 前項の場合において、検査又は復旧に直接要する費用は、受注者の負担とする。

4 発注者は、第2項の検査によって工事の完成を確認した後、受注者が工事目的物の引渡しを申し出たときは、直ちに当該工事目的物の引渡しを受けなければならない。

5 発注者は、受注者が前項の申出を行わないときは、当該工事目的物の引渡しを請負代金の支払いの完了と同時にを行うことを請求することができる。この場合においては、受注者は、当該請求に直ちに応じなければならない。

6 受注者は、工事が第2項の検査に合格しないときは、直ちに修補して発注者の検査を受けなければならない。この場合においては、修補の完了を工事の完成とみなして前各項の規定を適用する。

(請負代金の支払い)

第32条 受注者は、前条第2項の検査に合格したときは、請負代金の支払いを請求することができる。

2 発注者は、前項の規定による請求があったときは、**専門業者への支払いを確認の上**、請求を受けた日から40日以内に請負代金を支払わなければならない。

3 発注者がその責めに帰すべき事由により前条第2項の期間内に検査をしないときは、その期限を経過した日から検査をした日までの期間の日数は、前項の期間（以下この項において「約定期間」という。）の日数から差し引くものとする。この場合において、その遅延日数が約定期間の日数を超えるときは、約定期間は、遅延日数が約定期間の日数を超えた日において満了したものとみなす。

(部分使用)

第33条 発注者は、第31条第4項又は第5項の規定による引渡し前においても、工事目的物の全部又は一部を受注者の承諾を得て使用することができる。

- 2 前項の場合においては、発注者は、その使用部分を善良な管理者の注意をもって使用しなければならない。
- 3 発注者は、第1項の規定により工事目的物の全部又は一部を使用したことによって受注者に損害を及ぼしたときは、必要な費用を負担しなければならない。

(前金払)

第34条 受注者は、保証事業会社と、契約書記載の工事完成の時期を保証期限とする公共工事の前払金保証事業に関する法律第2条第5項に規定する保証契約（以下「保証契約」という。）を締結し、その保証証書を発注者に寄託して、請負代金額の10分の4以内の前払金の支払いを発注者に請求することができる。

- 2 発注者は、前項の規定による請求があったときは、請求を受けた日から14日以内に前払金を支払わなければならない。
- 3 受注者は、請負代金額が著しく増額された場合においては、その増額後の請負代金額の10分の4から受領済みの前払金額を差し引いた額に相当する額の範囲内で前払金の支払いを請求することができる。この場合においては、前項の規定を準用する。
- 4 受注者は、請負代金額が著しく減額された場合において、受領済みの前払金額が減額後の請負代金額10分の5を越えるときは、受注者は、請負代金額が減額された日から30日以内にその超過額を返還しなければならない。ただし、本項の期間内に第37条又は第38条の規定による支払いをしようとするときは、発注者は、その支払額の中からその超過額を控除することができる。
- 5 前項の超過額が相当の額に達し、これを返還することが前払金の使用状況からみて著しく不相当であると認められるときは、発注者と受注者とが協議して返還額を定める。

- 6 発注者は、受注者が第4項の期間内に超過額を返還しなかったときは、その未返還額につき同項の期間を経過した日から返還をする日までの期間について、その日数に応じ、年（365日当たり）3.1パーセントの割合で計算した額の遅延利息の支払いを請求することができる。

(保証契約の変更)

第35条 受注者は、前条第3項の規定により受領済みの前払金に追加してさら

- 2 前項の場合においては、発注者は、その使用部分を善良な管理者の注意をもって使用しなければならない。
- 3 発注者は、第1項の規定により工事目的物の全部又は一部を使用したことによって受注者に損害を及ぼしたときは、必要な費用を負担しなければならない。

(前金払)

第34条 受注者は、保証事業会社と、契約書記載の工事完成の時期を保証期限とする公共工事の前払金保証事業に関する法律第2条第5項に規定する保証契約（以下「保証契約」という。）を締結し、その保証証書を発注者に寄託して、請負代金額の10分の5以内の前払金の支払いを発注者に請求することができる。

2 前項に規定する前払金の請求は、工事着工の前及び工事の進捗に応じて事業年度ごとに行うものとし、請求時期は、発注者と受注者とが協議して定めるものとする。

3 前項の規定により請求する前払金の算定に当たっては、第1項の「請負代金額」を「各事業年度の出来高予定金額」と読み替えるものとし、各事業年度の出来高予定金額は発注者と受注者とが協議して定める。

- 4 発注者は、第2項の規定による請求があったときは、請求を受けた日から14日以内に前払金を支払わなければならない。
- 5 受注者は、請負代金額が著しく増額された場合においては、その増額後の請負代金額の10分の5から受領済みの前払金額を差し引いた額に相当する額の範囲内で前払金の支払いを請求することができる。この場合においては、前項の規定を準用する。
- 6 受注者は、請負代金額が著しく減額された場合において、受領済みの前払金額が減額後の請負代金額10分の5を越えるときは、受注者は、請負代金額が減額された日から30日以内にその超過額を返還しなければならない。ただし、本項の期間内に第37条又は第38条の規定による支払いをしようとするときは、発注者は、その支払額の中からその超過額を控除することができる。
- 7 前項の期間内で前払金の超過額を返還する前にさらに当該工事等に相応する請負代金額を増額した場合において、増額後の請負代金額が減額前の請負代金額以上の額であるときは、受注者は、その超過額を返還しないものとし、増額後の請負代金額が減額前の請負代金額未満の額であるときは、受注者は、受領済みの前払金の額からその増額後の請負代金額の10分の5の額を差し引いた額を返還しなければならない。
- 8 発注者は、受注者が第6項の期間内に超過額を返還しなかったときは、その未返還額につき同項の期間を経過した日から返還をする日までの期間について、その日数に応じ、年（365日当たり）3.1パーセントの割合で計算した額の遅延利息の支払いを請求することができる。

(保証契約の変更)

第35条 受注者は、前条第3項の規定により受領済みの前払金に追加してさら

に前払金の支払いを請求する場合にはあらかじめ、保証契約を変更し、変更後の保証証書を発注者に寄託しなければならない。

2 受注者は、前項に定める場合のほか、請負代金額が減額された場合において、保証契約を変更したときは、変更後の保証証書を直ちに発注者に寄託しなければならない。

3 受注者は、前払金額の変更を伴わない工期の変更が行われた場合には、発注者に代わりその旨を保証事業会社に直ちに通知するものとする。

(前払金の使用等)

第36条 受注者は、前払金をこの工事に材料費、労務費、機械器具の賃借料、機械購入費（この工事において償却される割合に相当する額に限る。）、動力費、支払運賃、修繕費、仮設費、労働者災害補償保険料及び保証料に相当する額として必要な経費以外の支払いに充当してはならない。

(部分払)

第37条 受注者は、工事の完成前に、出来形部分並びに工事現場に搬入済みの工事材料〔及び製造工場等にある工場製品〕(第13条第2項の規定により監督員の検査を要するものにあつては当該検査に合格したもの、監督員の検査を要しないものにあつては設計図書で部分払の対象とすることを指定したものに限り)に相当する請負代金相当額の10分の9以内の額について、次項から第7項までに定めるところにより部分払を請求することができる。ただし、この請求は、頭書の回数を超えることができない。

部分払の対象とすべき工場製品がないときは、〔 〕の部分削除する。

2 受注者は、部分払を請求しようとするときは、あらかじめ、当該請求に係る出来形部分又は工事現場に搬入済みの工事材料〔若しくは製造工場等にある工場製品〕の確認を発注者に請求しなければならない。(ハ)

〔注〕 部分払の対象とすべき工場製品がないときは、〔 〕の部分削除する。

3 発注者は、前項の場合において、当該請求を受けた日から14日以内に、受注者の立会いの上、設計図書に定めるところにより、同項の確認をするための検査を行い、当該確認の結果を受注者に通知しなければならない。この場合において、発注者は、必要があると認められるときは、その理由を受注者に通知して、出来形部分を最小限度破壊して検査することができる。

4 前項の場合において、検査又は復旧に直接要する費用は、受注者の負担とする。

5 受注者は、第3項の規定による確認があつたときは、部分払を請求することができる。この場合においては、発注者は、当該請求を受けた日から14日以内に部分払金を支払わなければならない。

6 部分払金の額は、次の式により算定する。この場合において第1項の請負代金相当額は、発注者と受注者とが協議して定める。ただし、発注者が第3

に前払金の支払いを請求する場合にはあらかじめ、保証契約を変更し、変更後の保証証書を発注者に寄託しなければならない。

2 受注者は、前項に定める場合のほか、請負代金額が減額された場合において、保証契約を変更したときは、変更後の保証証書を直ちに発注者に寄託し工事目的物の全部又は一部を受注者の承諾を得て使用することができる。(ハ)

3 受注者は、前払金額の変更を伴わない工期の変更が行われた場合には、発注者に代わりその旨を保証事業会社に直ちに通知するものとする。

(前払金の使用等)

第36条 受注者は、前払金をこの工事に材料費、労務費、機械器具の賃借料、機械購入費（この工事において償却される割合に相当する額に限る。）、動力費、支払運賃、修繕費、仮設費、労働者災害補償保険料及び保証料に相当する額として必要な経費以外の支払いに充当してはならない。

(部分払)

第37条 受注者は、工事の完成前に、出来形部分並びに工事現場に搬入済みの工事材料〔及び製造工場等にある工場製品〕(第13条第2項の規定により監督員の検査を要するものにあつては当該検査に合格したもの、監督員の検査を要しないものにあつては設計図書で部分払の対象とすることを指定したものに限り)に相当する請負代金相当額の10分の9以内の額について、次項から第7項までに定めるところにより部分払を請求することができる。ただし、この請求は、頭書の回数を超えることができない。

部分払の対象とすべき工場製品がないときは、〔 〕の部分削除する。

2 受注者は、部分払を請求しようとするときは、あらかじめ、当該請求に係る出来形部分又は工事現場に搬入済みの工事材料〔若しくは製造工場等にある工場製品〕の確認を発注者に請求しなければならない。

〔注〕 部分払の対象とすべき工場製品がないときは、〔 〕の部分削除する。

3 発注者は、前項の場合において、当該請求を受けた日から14日以内に、受注者の立会いの上、設計図書に定めるところにより、同項の確認をするための検査と**専門業者への支払い状況の確認**を行い、当該確認の結果を受注者に通知しなければならない。この場合において、発注者は、必要があると認められるときは、その理由を受注者に通知して、出来形部分を最小限度破壊して検査することができる。

4 前項の場合において、検査又は復旧に直接要する費用は、受注者の負担とする。

5 受注者は、第3項の規定による確認があつたときは、部分払を請求することができる。この場合においては、発注者は、当該請求を受けた日から14日以内に部分払金を支払わなければならない。

6 部分払金の額は、次の式により算定する。この場合において第1項の請負代金相当額は、発注者と受注者とが協議して定める。ただし、発注者が第3

項前段の通知をした日から10日以内に協議が調わない場合には、発注者が定め、受注者に通知する。

部分払金の額 ≤ 第1項の請負代金相当額

$$\times (9/10 - \text{前払金額} / \text{請負代金額})$$

- 7 第5項の規定により部分払金の支払いがあった後、再度部分払の請求をする場合においては、第1項及び前項中「請負代金相当額」とあるのは「請負代金相当額から既に部分払の対象となった請負代金相当額を控除した額」とするものとする。

(部分引渡し)

第38条 工事目的物について、発注者が設計図書において工事の完成に先だつて引渡しを受けるべきことを指定した部分（以下「指定部分」という。）がある場合において、当該指定部分の工事が完了したときについては、第31条中「工事」とあるのは「指定部分に係る工事」と、「工事目的物」とあるのは「指定部分に係る工事目的物」と、同条第5項及び第32条中「請負代金」とあるのは「部分引渡しに係る請負代金」と読み替えて、これらの規定を準用する。

- 2 前項の規定により準用される第32条第1項の規定により請求することができる部分引渡しに係る請負代金の額は、次の式により算定する。この場合において、指定部分に相応する請負代金の額は、発注者と受注者とが協議して定める。ただし、発注者が前項の規定により準用される第31条第2項の検査の結果の通知をした日から14日以内に協議が調わない場合には、発注者が定め、受注者に通知する。

部分引渡しに係る請負代金の額 = 指定部分に相応する請負代金の額

$$\times (1 - \text{前払金額} / \text{請負代金額})$$

(第三者による代理受領)

第39条 受注者は、発注者の承諾を得て請負代金の全部又は一部の受領につき、第三者を代理人とすることができる。

- 2 発注者は、前項の規定により受注者が第三者を代理人とした場合において、受注者の提出する支払請求書に当該第三者が受注者の代理人である旨の明記がなされているときは、当該第三者に対して第32条（前条において準用する場合を含む。）又は第37条の規定に基づく支払いをしなければならない。

(前払金等の不払に対する工事中止)

第40条 受注者は、発注者が第34条、第37条又は第38条において準用される第32条の規定に基づく支払いを遅延し、相当の期間を定めてその支払いを請求したにもかかわらず支払いをしないときは、工事の全部又は一部の施工を一時中止することができる。この場合においては、受注者は、その理由を明示した書面により、直ちにその旨を発注者に通知しなければならない。

- 2 発注者は、前項の規定により受注者が工事の施工を中止した場合において、必要があると認められるときは工期若しくは請負代金額を変更し、又は受注者が工事の続行に備え工事現場を維持し若しくは労働者、建設機械器具等を保持するための費用その他の工事の施工の一時中止に伴う増加費用を必要と

項前段の通知をした日から10日以内に協議が調わない場合には、発注者が定め、受注者に通知する。

部分払金の額 ≤ 第1項の請負代金相当額

$$\times (9/10 - \text{前払金額} / \text{請負代金額})$$

- 7 第5項の規定により部分払金の支払いがあった後、再度部分払の請求をする場合においては、第1項及び前項中「請負代金相当額」とあるのは「請負代金相当額から既に部分払の対象となった請負代金相当額を控除した額」とするものとする。

(部分引渡し)

第38条 工事目的物について、発注者が設計図書において工事の完成に先だつて引渡しを受けるべきことを指定した部分（以下「指定部分」という。）がある場合において、当該指定部分の工事が完了したときについては、第31条中「工事」とあるのは「指定部分に係る工事」と、「工事目的物」とあるのは「指定部分に係る工事目的物」と、同条第5項及び第32条中「請負代金」とあるのは「部分引渡しに係る請負代金」と読み替えて、これらの規定を準用する。

- 2 前項の規定により準用される第32条第1項の規定により請求することができる部分引渡しに係る請負代金の額は、次の式により算定する。この場合において、指定部分に相応する請負代金の額は、発注者と受注者とが協議して定める。ただし、発注者が前項の規定により準用される第31条第2項の検査の結果の通知をした日から14日以内に協議が調わない場合には、発注者が定め、受注者に通知する。

部分引渡しに係る請負代金の額 = 指定部分に相応する請負代金の額

$$\times (1 - \text{前払金額} / \text{請負代金額})$$

(第三者による代理受領)

第39条 受注者は、発注者の承諾を得て請負代金の全部又は一部の受領につき、第三者を代理人とすることができる。

- 2 発注者は、前項の規定により受注者が第三者を代理人とした場合において、受注者の提出する支払請求書に当該第三者が受注者の代理人である旨の明記がなされているときは、当該第三者に対して第32条（前条において準用する場合を含む。）又は第37条の規定に基づく支払いをしなければならない。

(前払金等の不払に対する工事中止)

第40条 受注者は、発注者が第34条、第37条又は第38条において準用される第32条の規定に基づく支払いを遅延し、相当の期間を定めてその支払いを請求したにもかかわらず支払いをしないときは、工事の全部又は一部の施工を一時中止することができる。この場合においては、受注者は、その理由を明示した書面により、直ちにその旨を発注者に通知しなければならない。

- 2 発注者は、前項の規定により受注者が工事の施工を中止した場合において、必要があると認められるときは工期若しくは請負代金額を変更し、又は受注者が工事の続行に備え工事現場を維持し若しくは労働者、建設機械器具等を保持するための費用その他の工事の施工の一時中止に伴う増加費用を必要と

し若しくは受注者に損害を及ぼしたときは必要な費用を負担しなければならない。

(瑕疵担保)

第41条 発注者は、工事目的物に瑕疵があるときは、受注者に対して相当の期間を定めてその瑕疵の修補を請求し、又は修補に代え若しくは修補とともに損害の賠償を請求することができる。ただし、瑕疵が重要ではなく、かつ、その修補に過分の費用を要するときは、発注者は、修補を請求することができない。

2 前項の規定による瑕疵の修補又は損害賠償の請求は、第31条第4項又は第5項(第38条においてこれらの規定を準用する場合を含む。)の規定による引渡しを受けた日から次の各号に定める期間に、これを行わなければならない。ただし、その瑕疵が受注者の故意又は重大な過失により生じた場合には、当該請求を行うことのできる期間は10年とする。

- | | |
|--------------------------------|----|
| 一 木造の建物等の建設工事の場合 | 1年 |
| 二 コンクリート造等の建物等又は土木工作物等の建設工事の場合 | 2年 |
| 三 造園工事の場合 | 1年 |
- ただし、コンクリート造等の工作物については、2年とする。
- 四 設備工事等の場合 2年

3 発注者は、工事目的物の引渡しの際に瑕疵があることを知ったときは、第1項の規定にかかわらず、その旨を直ちに受注者に通知しなければ、当該瑕疵の修補又は損害賠償の請求をすることはできない。ただし、受注者がその瑕疵があることを知っていたときは、この限りでない。

4 発注者は、工事目的物が第1項の瑕疵により滅失又はき損したときは、第2項に定める期間内で、かつ、その滅失又はき損の日から6月以内に第1項の権利を行使しなければならない。

5 第1項の規定は、工事目的物の瑕疵が支給材料の性質又は発注者若しくは監督員の指図により生じたものであるときは適用しない。ただし、受注者がその材料又は指図が不相当であることを知りながらこれを通知しなかったときは、この限りでない。

(履行遅滞の場合における損害金等)

第42条 受注者の責めに帰すべき事由により工期内に工事を完成することができない場合においては、発注者は、損害金の支払いを受注者に請求することができる。

2 前項の損害金の額は、請負代金額から部分引渡しを受けた部分に相応する請負代金額を控除した額につき、遅延日数に応じ、年(365日当たり)5パーセントの割合で計算した額とする。

3 発注者の責めに帰すべき事由により、第32条第2項(第38条において準用する場合を含む。)の規定による請負代金の支払いが遅れた場合においては、受注者は、未受領金額につき、遅延日数に応じ、年(365日当たり)3.0パーセントの割合で計算した額の遅延利息の支払いを発注者に請求することがで

し若しくは受注者に損害を及ぼしたときは必要な費用を負担しなければならない。

(瑕疵担保)

第41条 発注者は、工事目的物に瑕疵があるときは、受注者に対して相当の期間を定めてその瑕疵の修補を請求し、又は修補に代え若しくは修補とともに損害の賠償を請求することができる。ただし、瑕疵が重要ではなく、かつ、その修補に過分の費用を要するときは、発注者は、修補を請求することができない。

2 前項の規定による瑕疵の修補又は損害賠償の請求は、第31条第4項又は第5項(第38条においてこれらの規定を準用する場合を含む。)の規定による引渡しを受けた日から次の各号に定める期間に、これを行わなければならない。ただし、その瑕疵が受注者の故意又は重大な過失により生じた場合には、当該請求を行うことのできる期間は10年とする。

- | | |
|--------------------------------|----|
| 一 木造の建物等の建設工事の場合 | 1年 |
| 二 コンクリート造等の建物等又は土木工作物等の建設工事の場合 | 2年 |
| 三 造園工事の場合 | 1年 |
- ただし、コンクリート造等の工作物については、2年とする。
- 四 設備工事等の場合 2年

3 発注者は、工事目的物の引渡しの際に瑕疵があることを知ったときは、第1項の規定にかかわらず、その旨を直ちに受注者に通知しなければ、当該瑕疵の修補又は損害賠償の請求をすることはできない。ただし、受注者がその瑕疵があることを知っていたときは、この限りでない。

4 発注者は、工事目的物が第1項の瑕疵により滅失又はき損したときは、第2項に定める期間内で、かつ、その滅失又はき損の日から6月以内に第1項の権利を行使しなければならない。

5 第1項の規定は、工事目的物の瑕疵が支給材料の性質又は発注者若しくは監督員の指図により生じたものであるときは適用しない。ただし、受注者がその材料又は指図が不相当であることを知りながらこれを通知しなかったときは、この限りでない。

(履行遅滞の場合における損害金等)

第42条 受注者の責めに帰すべき事由により工期内に工事を完成することができない場合においては、発注者は、損害金の支払いを受注者に請求することができる。

2 前項の損害金の額は、請負代金額から部分引渡しを受けた部分に相応する請負代金額を控除した額につき、遅延日数に応じ、年(365日当たり)5パーセントの割合で計算した額とする。

3 発注者の責めに帰すべき事由により、第32条第2項(第38条において準用する場合を含む。)の規定による請負代金の支払いが遅れた場合においては、受注者は、未受領金額につき、遅延日数に応じ、年(365日当たり)3.1パーセントの割合で計算した額の遅延利息の支払いを発注者に請求することがで

きる。

(談合等不正行為があった場合の違約金等)

第42条の2 受注者(共同企業体にあつては、その構成員)が、次に掲げる場合のいずれかに該当したときは、受注者は、発注者の請求に基づき、請負代金額(この契約締結後、請負代金額の変更があった場合には、変更後の請負代金額。次項において同じ。)の10分の1に相当する額を違約金として発注者の指定する期間内に支払わなければならない。

一 この契約に関し、受注者が私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律(昭和22年法律第54号。以下「独占禁止法」という。)第3条の規定に違反し、又は受注者が構成事業者である事業者団体が独占禁止法第8条第1項第1号の規定に違反したことにより、公正取引委員会が受注者に対し、独占禁止法第7条の2第1項(独占禁止法第8条の3において準用する場合を含む。)の規定に基づく課徴金の納付命令(以下「納付命令」という。)を行い、当該納付命令が確定したとき(確定した当該納付命令が独占禁止法第51条第2項の規定により取り消された場合を含む。)

二 納付命令又は独占禁止法第7条若しくは第8条の2の規定に基づく排除措置命令(これらの命令が受注者又は受注者の構成事業者である事業者団体(以下「受注者等」という。)に対して行われたときは、受注者等に対する命令で確定したものをいい、受注者等に対して行われていないときは、各名宛人に対する命令すべてが確定した場合における当該命令をいう。次号において「納付命令又は排除措置命令」という。)において、この契約に関し、独占禁止法第3条又は第8条第1項第1号の規定に違反する行為の実行としての事業活動があったとされたとき。

三 納付命令又は排除措置命令により、受注者等に独占禁止法第3条又は第8条第1項第1号の規定に違反する行為があったとされた期間及び当該違反する行為の対象となった取引分野が示された場合において、この契約が、当該期間(これらの命令に係る事件について、公正取引委員会が受注者に対し納付命令を行い、これが確定したときは、当該納付命令における課徴金の計算の基礎である当該違反する行為の実行期間を除く。)に入札(見積書の提出を含む。)が行われたものであり、かつ、当該取引分野に該当するものであるとき。

四 この契約に関し、受注者(法人にあつては、その役員又は使用人を含む。次項第2号において同じ。)の刑法(明治40年法律第45号)第96条の6又は独占禁止法第89条第1項若しくは第95条第1項第1号に規定する刑が確定したとき。

2 この契約に関し、前項第4号に規定する場合に該当し、かつ、次の各号に掲げる場合のいずれかに該当したときは、受注者は、発注者の請求に基づき、前項に規定する請負代金額の10分の1に相当する額のほか、請負代金額の100分の5に相当する額を違約金として発注者の指定する期間内に支払わなければならない。

きる。

(談合等不正行為があった場合の違約金等)

第42条の2 受注者(共同企業体にあつては、その構成員)が、次に掲げる場合のいずれかに該当したときは、受注者は、発注者の請求に基づき、請負代金額(この契約締結後、請負代金額の変更があった場合には、変更後の請負代金額。次項において同じ。)の10分の1に相当する額を違約金として発注者の指定する期間内に支払わなければならない。

一 この契約に関し、受注者が私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律(昭和22年法律第54号。以下「独占禁止法」という。)第3条の規定に違反し、又は受注者が構成事業者である事業者団体が独占禁止法第8条第1項第1号の規定に違反したことにより、公正取引委員会が受注者に対し、独占禁止法第7条の2第1項(独占禁止法第8条の3において準用する場合を含む。)の規定に基づく課徴金の納付命令(以下「納付命令」という。)を行い、当該納付命令が確定したとき(確定した当該納付命令が独占禁止法第51条第2項の規定により取り消された場合を含む。)

二 納付命令又は独占禁止法第7条若しくは第8条の2の規定に基づく排除措置命令(これらの命令が受注者又は受注者の構成事業者である事業者団体(以下「受注者等」という。)に対して行われたときは、受注者等に対する命令で確定したものをいい、受注者等に対して行われていないときは、各名宛人に対する命令すべてが確定した場合における当該命令をいう。次号において「納付命令又は排除措置命令」という。)において、この契約に関し、独占禁止法第3条又は第8条第1項第1号の規定に違反する行為の実行としての事業活動があったとされたとき。

三 納付命令又は排除措置命令により、受注者等に独占禁止法第3条又は第8条第1項第1号の規定に違反する行為があったとされた期間及び当該違反する行為の対象となった取引分野が示された場合において、この契約が、当該期間(これらの命令に係る事件について、公正取引委員会が受注者に対し納付命令を行い、これが確定したときは、当該納付命令における課徴金の計算の基礎である当該違反する行為の実行期間を除く。)に入札(見積書の提出を含む。)が行われたものであり、かつ、当該取引分野に該当するものであるとき。

四 この契約に関し、受注者(法人にあつては、その役員又は使用人を含む。次項第2号において同じ。)の刑法(明治40年法律第45号)第96条の6又は独占禁止法第89条第1項若しくは第95条第1項第1号に規定する刑が確定したとき。

2 この契約に関し、前項第4号に規定する場合に該当し、かつ、次の各号に掲げる場合のいずれかに該当したときは、受注者は、発注者の請求に基づき、前項に規定する請負代金額の10分の1に相当する額のほか、請負代金額の100分の5に相当する額を違約金として発注者の指定する期間内に支払わなければならない。

- 一 前項第1号に規定する確定した納付命令について、独占禁止法第7条の2第7項の規定に適用があるとき。
 - 二 前項第4号の規定する刑に係る確定判決において、受注者が違反行為の首謀者であることが明らかになったとき。
 - 三 受注者が発注者に入札（見積）心得書第3条の3の規定に抵触する行為を行っていない旨の誓約書を提出しているとき。
- 3 受注者が前2項の違約金を発注者の指定する期間内に支払わないときは、受注者は、当該期間を経過した日から支払いをする日までの日数に応じ、年（365日当たり）5パーセントの割合で計算した額の遅延利息を発注者に支払わなければならない。

（発注者の解除権）

第43条 発注者は、受注者が次の各号のいずれかに該当するときは、この契約を解除することができる。

- 一 正当な理由なく、工事に着手すべき期日を過ぎても工事に着手しないとき。
- 二 その責めに帰すべき事由により工期内に完成しないとき又は工期経過後相当の期間内に工事を完成する見込みが明らかにならないと認められるとき。
- 三 第10条第1項第2号に掲げる者を設置しなかったとき。
- 四 前3号に掲げる場合のほか、この契約に違反し、その違反によりこの契約の目的を達成することができないと認められるとき。
- 五 第45条第1項の規定によらないでこの契約の解除を申し出たとき。
- 六 受注者（受注者が共同企業体であるときは、その構成員のいずれかの者。以下この号において同じ。）が次のいずれかに該当するとき。
 - イ 役員等（受注者が個人である場合にはその者を、受注者が法人である場合にはその役員又はその支店若しくは常時建設工事の請負契約を締結する事務所の代表者をいう。以下この号において同じ。）が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。以下「暴力団対策法」という。）第2条第6号に規定する暴力団員（以下この号において「暴力団員」という。）であると認められるとき。
 - ロ 暴力団（暴力団対策法第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下この号において同じ。）又は暴力団員が経営に実質的に関与していると認められるとき。
 - ハ 役員等が自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしたと認められるとき。
 - ニ 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与していると認められるとき。
 - ホ 役員等が暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。

- 一 前項第1号に規定する確定した納付命令について、独占禁止法第7条の2第7項の規定に適用があるとき。
 - 二 前項第4号の規定する刑に係る確定判決において、受注者が違反行為の首謀者であることが明らかになったとき。
 - 三 受注者が発注者に入札（見積）心得書第3条の3の規定に抵触する行為を行っていない旨の誓約書を提出しているとき。
- 3 受注者が前2項の違約金を発注者の指定する期間内に支払わないときは、受注者は、当該期間を経過した日から支払いをする日までの日数に応じ、年（365日当たり）5パーセントの割合で計算した額の遅延利息を発注者に支払わなければならない。

（発注者の解除権）

第43条 発注者は、受注者が次の各号のいずれかに該当するときは、この契約を解除することができる。

- 一 正当な理由なく、工事に着手すべき期日を過ぎても工事に着手しないとき。
- 二 その責めに帰すべき事由により工期内に完成しないとき又は工期経過後相当の期間内に工事を完成する見込みが明らかにならないと認められるとき。
- 三 第10条第1項第2号に掲げる者を設置しなかったとき。
- 四 前3号に掲げる場合のほか、この契約に違反し、その違反によりこの契約の目的を達成することができないと認められるとき。
- 五 第45条第1項の規定によらないでこの契約の解除を申し出たとき。
- 六 受注者（受注者が共同企業体であるときは、その構成員のいずれかの者。以下この号において同じ。）が次のいずれかに該当するとき。
 - イ 役員等（受注者が個人である場合にはその者を、受注者が法人である場合にはその役員又はその支店若しくは常時建設工事の請負契約を締結する事務所の代表者をいう。以下この号において同じ。）が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。以下「暴力団対策法」という。）第2条第6号に規定する暴力団員（以下この号において「暴力団員」という。）であると認められるとき。
 - ロ 暴力団（暴力団対策法第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下この号において同じ。）又は暴力団員が経営に実質的に関与していると認められるとき。
 - ハ 役員等が自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしたと認められるとき。
 - ニ 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与していると認められるとき。
 - ホ 役員等が暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。

へ 下請契約又は資材、原材料の購入契約その他の契約に当たり、その相手方がイからホまでのいずれかに該当することを知りながら、当該者と契約を締結したと認められるとき。

ト 受注者が、イからホまでのいずれかに該当する者を下請契約又は資材、原材料の購入契約その他の契約の相手方としていた場合（へに該当する場合を除く。）に、発注者が受注者に対して当該契約の解除を求め、受注者がこれに従わなかったとき。

2 前項の規定によりこの契約が解除された場合においては、受注者は、請負代金額の10分の3に相当する額を違約金として発注者の指定する期間内に支払わなければならない。

3 第1項第1号から第5号までの規定により、この契約が解除された場合において、第4条の規定により契約保証金の納付又はこれに代わる担保の提供が行われているときは、発注者は、当該契約保証金又は担保をもって前項の違約金に充当することができる。

（発注者の解除権）

第44条 発注者は、工事が完成するまでの間は、前条第1項の規定によるほか、必要があるときは、この契約を解除することができる。

2 発注者は、前項の規定によりこの契約を解除したことにより受注者に損害を及ぼしたときは、その損害を賠償しなければならない。

（受注者の解除権）

第45条 受注者は、次の各号のいずれかに該当するときは、この契約を解除することができる。

一 第19条の規定により設計図書を変更したため請負代金額が3分の2以上減少したとき。

二 第20条の規定による工事の施工の中止期間が工期の10分の5（工期の10分の5が6月を超えるときは、6月）を超えたとき。ただし、中止が工事の一部のみの場合は、その一部を除いた他の部分の工事が完了した後3月を経過しても、なおその中止が解除されないとき。

三 発注者がこの契約に違反し、その違反によってこの契約の履行が不可能となったとき。

2 受注者は、前項の規定によりこの契約を解除した場合において、損害があるときは、その損害の賠償を発注者に請求することができる。

（解除に伴う措置）

第46条 発注者は、この契約が解除された場合においては、出来形部分を検査の上、当該検査に合格した部分及び部分払の対象となった工事材料の引渡しを受けるものとし、当該引渡しを受けたときは、当該引渡しを受けた出来形部分に相応する請負代金を受注者に支払わなければならない。この場合において、発注者は、必要があると認められるときは、その理由を受注者に通知して、出来形部分を最小限度破壊して検査することができる。

2 前項の場合において、検査又は復旧に直接要する費用は、受注者の負担と

へ 下請契約又は資材、原材料の購入契約その他の契約に当たり、その相手方がイからホまでのいずれかに該当することを知りながら、当該者と契約を締結したと認められるとき。

ト 受注者が、イからホまでのいずれかに該当する者を下請契約又は資材、原材料の購入契約その他の契約の相手方としていた場合（へに該当する場合を除く。）に、発注者が受注者に対して当該契約の解除を求め、受注者がこれに従わなかったとき。

2 前項の規定によりこの契約が解除された場合においては、受注者は、請負代金額の10分の3に相当する額を違約金として発注者の指定する期間内に支払わなければならない。

3 第1項第1号から第5号までの規定により、この契約が解除された場合において、第4条の規定により契約保証金の納付又はこれに代わる担保の提供が行われているときは、発注者は、当該契約保証金又は担保をもって前項の違約金に充当することができる。

（発注者の解除権）

第44条 発注者は、工事が完成するまでの間は、前条第1項の規定によるほか、必要があるときは、この契約を解除することができる。

2 発注者は、前項の規定によりこの契約を解除したことにより受注者に損害を及ぼしたときは、その損害を賠償しなければならない。

（受注者の解除権）

第45条 受注者は、次の各号のいずれかに該当するときは、この契約を解除することができる。

一 第19条の規定により設計図書を変更したため請負代金額が3分の2以上減少したとき。

二 第20条の規定による工事の施工の中止期間が工期の10分の5（工期の10分の5が6月を超えるときは、6月）を超えたとき。ただし、中止が工事の一部のみの場合は、その一部を除いた他の部分の工事が完了した後3月を経過しても、なおその中止が解除されないとき。

三 発注者がこの契約に違反し、その違反によってこの契約の履行が不可能となったとき。

2 受注者は、前項の規定によりこの契約を解除した場合において、損害があるときは、その損害の賠償を発注者に請求することができる。

（解除に伴う措置）

第46条 発注者は、この契約が解除された場合においては、出来形部分を検査の上、当該検査に合格した部分及び部分払の対象となった工事材料の引渡しを受けるものとし、当該引渡しを受けたときは、当該引渡しを受けた出来形部分に相応する請負代金を受注者に支払わなければならない。この場合において、発注者は、必要があると認められるときは、その理由を受注者に通知して、出来形部分を最小限度破壊して検査することができる。

2 前項の場合において、検査又は復旧に直接要する費用は、受注者の負担と

する。

- 3 第1項の場合において、第34条の規定による前払金があったときは、当該前払金の額（第37条の規定による部分払をしているときは、その部分払において償却した前払金の額を控除した額）を同項前段の出来形部分に相応する請負代金額から控除する。この場合において、受領済みの前払金額になお余剰があるときは、受注者は、解除が第43条の規定によるときにあっては、その余剰額に前払金の支払いの日から返還の日までの日数に応じ年(365日当たり)3.1パーセントの割合で計算した額の利息を付した額を、解除が前2条の規定によるときにあっては、その余剰額を発注者に返還しなければならない。
- 4 受注者は、この契約が解除された場合において、支給材料があるときは、第1項の出来形部分の検査に合格した部分に使用されているものを除き、発注者に返還しなければならない。この場合において、当該支給材料が受注者の故意若しくは過失により滅失若しくはき損したとき、又は出来形部分の検査に合格しなかった部分に使用されているときは、代品を納め、若しくは原状に復して返還し、又は返還に代えてその損害を賠償しなければならない。
- 5 受注者は、この契約が解除された場合において、貸与品があるときは、当該貸与品を発注者に返還しなければならない。この場合において、当該貸与品が受注者の故意又は過失により滅失又はき損したときは、代品を納め、若しくは原状に復して返還し、又は返還に代えてその損害を賠償しなければならない。
- 6 受注者は、この契約が解除された場合において、工事用地等に受注者が所有又は管理する工事材料、建設機械器具、仮設物その他の物件（下請負人の所有又は管理するこれらの物件を含む。）があるときは、受注者は、当該物件を撤去するとともに、工事用地等を修復し、取り片付けて、発注者に明け渡さなければならない。
- 7 前項の場合において、受注者が正当な理由なく、相当の期間内に当該物件を撤去せず、又は工事用地等の修復若しくは取片付けを行わないときは、発注者は、受注者に代わって当該物件を処分し、工事用地等を修復若しくは取片付けを行うことができる。この場合においては、受注者は、発注者の処分又は修復若しくは取片付けについて異議を申し出ることができず、また、発注者の処分又は修復若しくは取片付けに要した費用を負担しなければならない。
- 8 第4項前段及び第5項前段に規定する受注者のとるべき措置の期限、方法等については、この契約の解除が第43条の規定によるときは発注者が定め、前2条の規定によるときは受注者が発注者の意見を聴いて定めるものとし、第4項後段、第5項後段及び第6項に規定する受注者のとるべき措置の期限、方法等については、発注者が受注者の意見を聴いて定めるものとする。(ハ)

(火災保険等)

第47条 受注者は、工事目的物及び工事材料（支給材料を含む。以下この条において同じ。）等に設計図書に定めるところにより火災保険、建設工事保険そ

する。

- 3 第1項の場合において、第34条の規定による前払金があったときは、当該前払金の額（第37条の規定による部分払をしているときは、その部分払において償却した前払金の額を控除した額）を同項前段の出来形部分に相応する請負代金額から控除する。この場合において、受領済みの前払金額になお余剰があるときは、受注者は、解除が第43条の規定によるときにあっては、その余剰額に前払金の支払いの日から返還の日までの日数に応じ年(365日当たり)3.1パーセントの割合で計算した額の利息を付した額を、解除が前2条の規定によるときにあっては、その余剰額を発注者に返還しなければならない。
- 4 受注者は、この契約が解除された場合において、支給材料があるときは、第1項の出来形部分の検査に合格した部分に使用されているものを除き、発注者に返還しなければならない。この場合において、当該支給材料が受注者の故意若しくは過失により滅失若しくはき損したとき、又は出来形部分の検査に合格しなかった部分に使用されているときは、代品を納め、若しくは原状に復して返還し、又は返還に代えてその損害を賠償しなければならない。
- 5 受注者は、この契約が解除された場合において、貸与品があるときは、当該貸与品を発注者に返還しなければならない。この場合において、当該貸与品が受注者の故意又は過失により滅失又はき損したときは、代品を納め、若しくは原状に復して返還し、又は返還に代えてその損害を賠償しなければならない。
- 6 受注者は、この契約が解除された場合において、工事用地等に受注者が所有又は管理する工事材料、建設機械器具、仮設物その他の物件（下請負人の所有又は管理するこれらの物件を含む。）があるときは、受注者は、当該物件を撤去するとともに、工事用地等を修復し、取り片付けて、発注者に明け渡さなければならない。
- 7 前項の場合において、受注者が正当な理由なく、相当の期間内に当該物件を撤去せず、又は工事用地等の修復若しくは取片付けを行わないときは、発注者は、受注者に代わって当該物件を処分し、工事用地等を修復若しくは取片付けを行うことができる。この場合においては、受注者は、発注者の処分又は修復若しくは取片付けについて異議を申し出ることができず、また、発注者の処分又は修復若しくは取片付けに要した費用を負担しなければならない。
- 8 第4項前段及び第5項前段に規定する受注者のとるべき措置の期限、方法等については、この契約の解除が第43条の規定によるときは発注者が定め、前2条の規定によるときは受注者が発注者の意見を聴いて定めるものとし、第4項後段、第5項後段及び第6項に規定する受注者のとるべき措置の期限、方法等については、発注者が受注者の意見を聴いて定めるものとする。(ハ)

(火災保険等)

第47条 受注者は、工事目的物及び工事材料（支給材料を含む。以下この条において同じ。）等に設計図書に定めるところにより火災保険、建設工事保険そ

の他の保険（これに準ずるものを含む。以下この条において同じ。）を付さなければならない。

- 2 受注者は、前項の規定により保険契約を締結したときは、その証券又はこれに代わるものを直ちに発注者に提示しなければならない。
- 3 受注者は、工事目的物及び工事材料等に第1項の規定による保険以外の保険を付したときは、直ちにその旨を発注者に通知しなければならない。

（賠償金等の徴収）

第48条 受注者がこの契約に基づく賠償金、損害金又は違約金を発注者の指定する期間内に支払わないときは、発注者は、その支払わない額に発注者の指定する期間を経過した日から請負代金額支払いの日まで年（365日当たり）5パーセントの割合で計算した利息を付した額と、発注者の支払うべき請負代金額とを相殺し、なお不足があるときは追徴する。

- 2 前項の追徴をする場合には、発注者は、受注者から遅延日数につき年（365日当たり）5パーセントの割合で計算した額の延滞金を徴収する。

（あっせん又は調停）

第49条 この契約書の各条項において発注者と受注者とが協議して定めるものにつき協議が整わなかったときに発注者が定めたものに受注者が不服がある場合その他この契約に関して発注者と受注者との間に紛争を生じた場合には、発注者及び受注者は、建設業法による〔 〕建設工事紛争審査会（以下「審査会」という。）のあっせん又は調停によりその解決を図る。

〔注〕〔 〕の部分には、「中央」の字句又は都道府県の名を記入する。

- 2 前項の規定にかかわらず、現場代理人の職務の執行に関する紛争、主任技術者（監理技術者）又は専門技術者その他受注者が工事を施工するために使用している下請負人、労働者等の工事の施工又は管理に関する紛争及び監督員の職務の執行に関する紛争については、第12条第3項の規定により受注者が決定を行った後若しくは同条第5項の規定により発注者が決定を行った後又は発注者若しくは受注者が決定を行わずに同条第3項若しくは第5項の期間が経過した後でなければ、発注者及び受注者は、前項のあっせん又は調停を請求することができない。

（仲裁）

第50条 発注者及び受注者は、その一方又は双方が前条の審査会のあっせん又は調停により紛争を解決する見込みがないと認めるときは、同条の規定にかかわらず、仲裁合意書に基づき、審査会の仲裁に付し、その仲裁判断に服する。

（補則）

第51条 この契約書に定めのない事項については、必要に応じて発注者と受注者とは協議して定める。

の他の保険（これに準ずるものを含む。以下この条において同じ。）を付さなければならない。

- 2 受注者は、前項の規定により保険契約を締結したときは、その証券又はこれに代わるものを直ちに発注者に提示しなければならない。
- 3 受注者は、工事目的物及び工事材料等に第1項の規定による保険以外の保険を付したときは、直ちにその旨を発注者に通知しなければならない。

（賠償金等の徴収）

第48条 受注者がこの契約に基づく賠償金、損害金又は違約金を発注者の指定する期間内に支払わないときは、発注者は、その支払わない額に発注者の指定する期間を経過した日から請負代金額支払いの日まで年（365日当たり）5パーセントの割合で計算した利息を付した額と、発注者の支払うべき請負代金額とを相殺し、なお不足があるときは追徴する。

- 2 前項の追徴をする場合には、発注者は、受注者から遅延日数につき年（365日当たり）5パーセントの割合で計算した額の延滞金を徴収する。

（あっせん又は調停）

第49条 この契約書の各条項において発注者と受注者とが協議して定めるものにつき協議が整わなかったときに発注者が定めたものに受注者が不服がある場合その他この契約に関して発注者と受注者との間に紛争を生じた場合には、発注者及び受注者は、建設業法による〔 〕建設工事紛争審査会（以下「審査会」という。）のあっせん又は調停によりその解決を図る。

〔注〕〔 〕の部分には、「中央」の字句又は都道府県の名を記入する。

- 2 前項の規定にかかわらず、現場代理人の職務の執行に関する紛争、主任技術者（監理技術者）又は専門技術者その他受注者が工事を施工するために使用している下請負人、労働者等の工事の施工又は管理に関する紛争及び監督員の職務の執行に関する紛争については、第12条第3項の規定により受注者が決定を行った後若しくは同条第5項の規定により発注者が決定を行った後又は発注者若しくは受注者が決定を行わずに同条第3項若しくは第5項の期間が経過した後でなければ、発注者及び受注者は、前項のあっせん又は調停を請求することができない。

（仲裁）

第50条 発注者及び受注者は、その一方又は双方が前条の審査会のあっせん又は調停により紛争を解決する見込みがないと認めるときは、同条の規定にかかわらず、仲裁合意書に基づき、審査会の仲裁に付し、その仲裁判断に服する。

（補則）

第51条 この契約書に定めのない事項については、必要に応じて発注者と受注者とは協議して定める。